

# 子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和5年3月23日（木）

午前10時01分～午後3時31分

場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長	三階道雄	副委員長	岸田めぐみ
	委員	安斉きみ子	委員	斎藤せいや
	委員	大野まさき	委員	石山ひろあき

出席説明員	くらしと文化部長	古谷真美	文化・生涯学習推進課長	齋藤友美雄
	文化施策担当課長	宮崎武	スポーツ振興課長	私市敬
	子ども青少年部長	本多剛史	子育て支援課長	植田威史
	子ども家庭支援センター長	田島佐知子	児童青少年課長	石山正弘
	子育て・若者政策担当課長	水野誠		
	道路交通課長	檜島幹夫		
	教育部長	鈴木恭智	教育振興課長	加藤大輔
	社会教育・文化財担当課長	齊藤義照	中央図書館整備担当課長	萩野健太郎
	学校支援課長	麻生孝之	学校給食センター長	佐藤彰宏
	教育協働担当課長	室井裕之		

## 案 件

件 名	審 査 結 果
1 5 陳情第 1 号 小中学校の給食費の無償化に関する陳情	採択すべきもの
2 第 1 2 号議案 多摩市体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	趣旨採択すべきもの
3 第 1 3 議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4 第 1 4 号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5 第 1 5 号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6 第 1 6 号議案 多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
7 第 1 7 号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
8 所管事務調査 G I G A スクール構想について	承認
9 特定事件継続調査の申し出について	承認

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 第 4 次多摩市生涯学習推進計画の令和 3 年度実施事業の内部評価について	文化・生涯学習推進課
2 多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の愛称決定について	文化・生涯学習推進課 教育振興課
3 パルテノン多摩 5 階レストランスペースの今後の活用について（報告）	文化施策担当
4 スポーツ施設におけるキャッシュレス決済導入について（報告）	スポーツ振興課
5 多摩市立温水プールにおけるプール水殺菌方法の変更について（報告）	スポーツ振興課
6 テニスコートマイクロプラスチック流出抑制対策における市民協働の取組みについて（報告）	スポーツ振興課
7 （仮称）多摩市スポーツボランティア組織の設立について（報告）	スポーツ振興課
8 令和 5 年 4 月認可保育所新規入所申込等の状況について	子育て支援課

9	保育料の未納金対策（令和4年度の取組み）	子育て支援課
10	令和4年度第4回多摩市子ども・子育て会議の概要について （1）厚生労働省・東京都「乳幼児健診未受診者、未就園児、不 就学児等の状況確認の実施」の調査状況報告について （2）令和4年度児童虐待防止啓発活動経過報告について	子ども家庭支援センター
11	令和5年度学童クラブ待機児童状況（予定）について	児童青少年課
12	学童クラブ費等 過年度分滞納状況について	児童青少年課
13	多摩市ヤングケアラーに関する実態調査報告書について	子育て・若者政策担当
14	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の 施行に関する例規整備に伴う条例の改正について	子育て支援課
15	多摩保育園におけるおむつのサブスク（定額利用）実証実験につ いて	子育て支援課
16	令和5年多摩市二十歳の祝賀祭について（実施報告）	児童青少年課
17	市道2-3号幹線（和田中学通り）道路拡幅工事の近隣住民周知 について	道路交通課 教育振興課
18	ボッチャ2023TAMAカップ開催について	教育振興課 スポーツ振興課 障害福祉課
19	多摩第三小学校建替事業の進捗状況について（報告）	教育振興課
20	「東京都指定無形民俗文化財（民俗技術）」の指定について	社会教育・文化財担当
21	多摩市就学援助費補助要綱（平成3年多摩市告示第128号）の 一部改正について	学校支援課
22	ICTと健康セミナーの実施報告について	学校支援課
23	学校給食費の改定について	学校給食センター
24	第三期校務支援システム更新の完了について	教育協働担当
25	多摩市立中央図書館の開館に向けた進捗状況等について	図書館

午前10時01分 開会

三階委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、5陳情第1号 小中学校の給食費の無償化に関する陳情を議題とする。

なお、5陳情第1号については署名の追加があったので、事務局より報告をさせる。

山本議会事務局次長 5陳情第1号について、これまでの署名は156名だった。昨日までに追加の提出が188名あった。合計して344名である。

三階委員長 本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言をしてほしい。それでは、氏名をおっしゃってからご発言いただきたい。

陳情者(菊川勢津子氏) 菊川勢津子と申す。今回、陳情について、発言させていただく。

世界では、教育費無償化が大きく広がっている。日本でもあちこちで給食費の無償化の動きが出ている。新型コロナウイルス感染拡大を受け、さらに、格差と貧困が広がっている。給食費の滞納や未納となる家庭もふえていくと聞く。まともな食事は給食だけ、1日の食事が給食だけの生徒もいるなど、子どもの貧困も大きな社会問題となっている。かつてなく学校給食の果たす役割は重要となっている。子どもたちはみんなと一緒に食べる学校給食を楽しみにしている。

本来、学校給食は教育の一環として位置づけられなければならない。食育

ということが言われて久しいが、学校給食は食育の一番実践されているところである。家庭では嫌いなものを食べない子でも、給食の場面では、周りの子のおいしそうに食べる様子を見て、一口でもいいから食べてごらんなどの声かけにより、食べてみようかな、ああ、おいしいなどという経験ができる。家庭の経済状況にかかわらず、安心して食事ができることは、子どもの情緒の安定にとっても大切なことである。どの子にも温かい食事を保障しているのが学校給食である。未来を担う子どもたちの健やかな成長、発達を育む学校給食の整備、充実は何よりも優先してほしいものである。

学校給食の無償化は、義務教育は無償という憲法26条の原則からも、子どもの健やかな成長を保障する上でも、子どもの貧困予防対策としても大きな意義がある。先日、自民党の茂木幹事長も、少子化対策の一つとして、全国国公立小学校の給食費の無償化を目指す考えを明らかにしたとの報道もあった。もちろん、国や都の施策としてやるのは大歓迎である。

東京都内でも、1月から無償化した台東区をはじめ、4月からは、葛飾区、北区、品川区、港区、世田谷区など、多くのところで無償化が決定している。全ての子どもたちの発達を保障する学校給食の無償化に多摩市としても一歩踏み出してほしい。どうぞよろしく願います。

三階委員長 以上で市民発言を終わる。この陳情の内容について、現在市の状況や考え方など、市側から報告等あれば願います。

麻生学校支援課長 よろしく願います。それでは、学校給食費に関係する現在の市の取り組み等についてご説明をさせていただきたい。

まず、令和4年度の給食費についてである。令和4年度の児童・生徒数である。こちら、令和4年5月1日現在の人数だが、小学生が6,689人、中学生が3,178人、合計で9,867人となっている。こちらの令和4年度の学校給食費の総額は5億円を超える予算となっている。そのうち、当該4年度の児童・生徒に係る学校給食費の部分については、4億8,643万1,230円となっている。

次に、給食費に関係する法令等についてご説明させていただく。まず、第1に、先ほどあった日本国憲法第26条、この中で義務教育はこれを無償とするという規定がある。また、学校給食法、こちらの第11条では、経費の

負担についての規定がある。第1項の中では、学校給食に係る設備、経費、それから給食の運営に係る人件費、こういったものについては市の負担とする。また、それ以外の給食に係る経費、こちらについては保護者の負担とするという規定がある。なお、学校教育法第6条の中では、国立または公立の小・中学校の義務教育については、授業料をこれを徴することができないという規定になっている。

続いて、給食費に関する市の支援、これについてご説明させていただきたい。まず、第1に、新型コロナウイルス感染症に伴う学校給食費の公費負担についてである。こちらについては令和2年度以降、随時行ってきたところである。まず、令和2年度、多摩市立学校が臨時休校になった。そのときの食材費、これについては市の公費負担ということで行った。金額としては約6,000万円、公費負担をさせていただいている。

また、令和3年度、こちらはコロナの影響で学級閉鎖等が起こった際、こちらについて公費負担をさせていただいた。こちらが約88万6,000円。令和4年度も同じように学級閉鎖等が起こったときには、公費負担をさせていただく予算をいただいている。こちらも今現在41万5,000円ぐらいになる見込みとなっている。

続いて、給食費、食材費の物価高騰への対応である。令和4年度から行っているわけだが、食材費の物価高騰が続く中で、児童・生徒の給食費値上げを抑えるために、食材費の公費負担を行っている。令和4年度については3,457万円、こちらが公費負担となっている。また、令和5年度についても同様に公費負担を行う予算を現在計上させていただいている。こちらの金額が3,277万3,000円ほど計上させていただいているという状況である。こちら、議会でお認めいただいた際には、市のほうから公費負担をさせていただくという予定になっている。

また、家計が苦しいご家庭については、就学援助制度ということで私ども支援をさせていただいている。こちらについては学用品費、医療費、学校給食費、それから校外活動費等に対する費用の負担、こちらの援助は、現在も行っているところである。

次に、都内自治体の学校給食費無償化の状況についてである。令和5年度

から、23区で小・中学校の給食費を無償化するという自治体数は7自治体となっている。次に、多摩地域26市の学校給食費の無償化の状況である。令和4年度現在、給食費を無償化している自治体というのではない。また、令和5年度においても実施予定の自治体はない。その他としては、狛江市さんが、令和5年度から第3子以降の小・中学生の学校給食費の無償化を実施するという情報である。説明は以上である。

三階委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

安斉委員 今、詳しいこのコロナ禍における市の対策などについても、細かなお話があった。また、就学援助制度についてもお話があったところである。

それで改めて伺うが、その多摩市の学校給食費の現状を伺いたいと思うが、小学生では子どもの数にもよるが、1人当たりとして年間どれぐらいを各家庭が払うことになるのか、中学生では年間どれぐらい支払うのか、その辺りを伺いたい。

麻生学校支援課長 小学生の学校給食費の年額だが、第1学年が4万4,550円である。6年生になると5万9,300円という金額になっている。中学生が、第1学年が5万2,360円、第3学年が5万1,100円、この幅の中で徴収をさせていただいているところである。中学生の第3学年が金額が少ないのは、第3学期の3月、授業数が少ないことから、この金額になっておところである。

安斉委員 文部科学省も2023年度、今年になって発表したその学校給食費調査というのがあるが、公立学校の保護者の年間負担が大体、月額掛ける11か月で、小学校は4万9,247円と、ほぼ多摩市の先ほどお話があったのと近い金額になっているかと思っている。それから中学校が5万6,331円で、これも先ほど中学校5万2,360円から5万1,100円ということだったのでほぼ同じなのだが、これは大体、この全国一律にほぼ同じなのかそれとも地域によっても、そこに少し差があるのかその辺りをご存じであれば伺いたい。

麻生学校支援課長 学校給食費については、全国で価格、値段についてはばらばらというところである。本市においてはできるだけ栄養のあるものを安く提供でき

のような工夫をしているところである。

安齊委員

この陳情の中にも記されているように、学校給食費の無償化というのは子どもの貧困予防対策としても大きな意義があるということなのだが、先ほどの国の発表によるお金に基づいて考えてみても、子どもが2人いて小学生1人、中学生1人だと年間10万円という出費があるとなると思う。それから、こういったことが月々の家計の中でも私はやはり痛い出費ではないかと思うわけである。家計の支出に占めるその割合というのは貧困家庭になるほど、食費のかかるお金の割合が高くなるわけであるし、それから、子どもの数が多くなればそれだけの負担が大きいかと思うわけである。

先ほどもお話があったように、貧困予防対策としてというよりも就学援助制度という制度があるが、実はこのコロナ禍において、この制度を受ける子どもたちの増減に変化があったのかどうか、実は去年の秋の決算審査で私はこのことを聞いてはいるが、改めてお伺いしたいと思う。

麻生学校支援課長

コロナ禍において就学援助制度の申請または認定の数に変化があるかというご質問だった。就学援助の制度で申し上げると、今年度と昨年度を比較すると、数字的には、人数が減っているという状況である。ただ、人数的にはそれほど大きな数字ではなく、数字については、もう一度確認をしてからお答えするが、さほど大きな変化ではないと感じている。

安齊委員

確かにそのとおりで、去年の9月決算審査のときでも、同様のような答えがあったのではないかと考えている。それでそのとき、今生活保護収入の基準の1.4倍がこの就学援助制度で、準要保護世帯もそれに該当していくわけなのだが、このとき、これは麻生学校支援課長の答弁だが、1.4倍の基準額を10万円超えてしまった人が20人、30万円まで超えた人が39人で、合計59人が、その1.4倍の基準額を超えてしまった人ということで就学援助制度が受けられなかったというお話があった。59人というこの数字をどう見るかだが、私は決して少なくない数だと思っている。

それが一つと、それからこのコロナによってやはり急激な減入、それがあったご家庭、それと今現在様々な物価高騰の中で、こういう対象者以外の方の家庭でも、大変やりくりしに苦労されているのではないかと思うわけである。なので、私は就学援助制度もとても大事な制度なのだが、この拡充も図



っていきたいと思うわけだが、やはり全ての子どもたちが対象になって、給食費が無償化になっていくことが当然かと考えているところである。

それで給食費の滞納状況だが、全国の調査などを見ると、やはりこのコロナの影響もあって家庭の収入が減って、滞納状況がふえている自治体もあるようなのだが、多摩市についての影響はどのようなものなのか伺いたい。

麻生学校支援課長 まず、先ほどのご質問のあった就学援助の認定の数をお答えする。令和3年度と令和4年度、今現在を比べると33人ほど少なくなっているという状況である。

また、今、給食費の未収金のご質問をいただいた。現年度、当該年度1年度で比べると、令和3年度が286万6,143円、令和2年度が266万1,460円ということで、およそ二百七、八十万円ぐらいの未収金ということになる。ただ、その前の過年度の分の未収金もあるので、令和2年度で計算すると約500万円、令和3年度も約500万円ほど未収金が発生しているという状況である。ただ、こちらについては、その後も手紙での督促、それから電話での催告、そういったことを行って、極力未収金が発生しないように取り組んでいるところである。

安斉委員

それほど就学援助を認定された子どもたちの数も33人ほど少なくなっているということでふえてはいないというお話で、これは私はいろいろと生活保護の問題や、それから、多摩市の就学援助の生活保護に対する基準が1.4からいささかも動きがないというあたりも私は問題だと思っているので、そのことは指摘しておきたい。

それで、先ほども陳情者から出た、給食が教育の一環だという認識についてお伺いしたいと思うが、多摩市の学校給食は地場野菜も活用しているし、また、国産の食材を重視していると聞いている。非常に地域につながるということも体感できる場でもあるのかと思う。それからいわゆる食事はやはりおいしければ笑顔がこぼれるし、黙食という大変厳しい状況にも子どもたちは置かれたが、それでもみんなと一緒においしいものを食べる、それから体によいものを食べるということでは、やはり子どもたちの心も育てると思うが、この食育の一環としての多摩市の学校給食、それを目指されて、これまでもしてきたし、これからも目指されていかれると思うが、その辺り

についての認識を改めて伺いたい。

佐藤学校給食センター長 食育の取り組みということで、ご質問があった。学校における食育の推進は大変重要であると考えている。給食センターのほうでも、学校給食を通して食育事業に取り組んでいる。栄養教諭による食育事業に給食センターの栄養士も連携をして、児童・生徒に対する食への理解と関心を高めていく。望ましい食習慣の形成が図れるような取り組みを行ってきた。これからも、それは行っていきたいと考えている。

安斉委員 先ほどの最初の麻生学校支援課長のお話で、完全無償化するには、市のお金を投じるとすると約5億円ぐらいかかるかと思うわけなのだが、例えば狛江市が第3子から始めるわけなのだが、もし多摩市で第3子から始めるとするとどれぐらいのお金がかかるか。

麻生学校支援課長 第3子以降を無償化した場合に給食費、幾らぐらいの金額になるかというご質問である。こちらについては、令和3年11月現在での試算をした数字があるので、そちらの数字でお答えをさせていただきたい。第3子以降の給食費を無償化した場合、約1,500万円ほど経費が必要になると試算している。

安斉委員 1,500万円ということで、大分金額的には可能な数字でもあるかと思う。とりあえず最初の質疑はこれぐらいにして、2回目の質疑では憲法と学校給食法のことについて、質問を交わしたいと思っている。

岸田委員 先ほど安斉委員より学校給食が果たす食育について質問があったが、先ほど陳情者からも、学校給食が果たす役割が大きいといった発言もあって、私もそのように感じているが、学校給食というのは3食のうちの1食、あるいは学校がお休みのときはないというものなのだが、子どもたちの成長に大きく寄与しているのではないかと感じている。

それはコロナ禍、先ほど学校支援課長よりご説明あったが、休校になったとき給食の代替品を食べられない子どもたちがいるのではないかということで配布をしたりとか、また、議会でもその内容について様々な質疑等もあったと記憶している。また、市民から食べられない子どもたちだけではなくて、学校が突然休校になって、食は何かしら口にはしているのだが、子どもたちの栄養バランスというか、特に免疫とかにもやはり食というのは大き

く関わってくるし、子どもたちの体は成長過程ということで、これから疾病とかの発症の影響とかにもなり得るとということで、そういった心配の声も議員また教育委員会もいただいたと思う。こういうふうには学校給食って子どもの健やかな成長にすごい影響を与えているなど感じているが、さらにコロナ禍を経て今は物価高騰という状況に直面している中、家庭の生活のほうでも食費が上がっているという状況があると思うが、本市の児童・生徒にとって、学校給食が果たす役割というのを食育以外の部分でどういうふうな役割を果たしているか、教育委員会が受け止めておられるかということをお伺いしたい。

鈴木教育部長　　よろしく願います。学校給食については、これまで本日の質疑あるいはこれまでの議会での質疑でもあったが、やはり栄養のバランス、あるいは義務教育期間、特に成長期なので体をつくっていく土台になる部分ということの中では、栄養をしっかり子どもたちにとってもらうということが一つ。

それから、特に多摩市の学校給食ではパン食から米飯に大きくかじを切っている。やはり食文化、ここも食育の一環だと認識している。日本食のいいところ、あるいは地場産の野菜等を使うことで、地域の農業だったり、様々なところに視点が行くので、まさに学校教育の中で行う食育活動と認識している。

岸田委員　　ありがとうございます。学校給食、最初は貧困対策ということで始まったとは思いますが、日本でも食をめぐる環境というのが変わりつつある中で、食べられない時代からたくさん飽食の時代になったりとかして、でも、その中でもやはり学校給食が大切なのだなということを改めて確認したが、今回、令和5年度の予算では給食費の値上げ分を負担するという形を示されているが、今議会で住んでいる自治体の財政力等によって給食の無償化とか、自治体によって差が出るのはどうなのかといった教育部長のご発言もあったが、先ほど安斉委員より、就学援助について質問があったが、ある一定の必要な児童・生徒について援助しているということも学校支援課長からご説明もあったが、これからは例えば都が5,000円配布するという話もあって、その中で、都知事より家庭環境にかかわらず子どもの成長が等しく応援され

ていかなければならないといった考え方も示されている中、児童手当とかもそういうふうなことで、子どもたちを分けることなく際限なく配布されることが大事なのだと考えられている中、やはり先ほど子どもの体の土台といった教育部長の答弁もあったが、全ての子どもが無償で食べられることができたほうが良いというのは共通の認識なのかと思うが、そういった差が出ないように、何か教育委員会として取り組んできたことがあるかどうかというのを確認させていただきたい。

鈴木教育部長 基本的には、先ほど学校支援課長のほうからご答弁申し上げ、今ご質問者からもいただいた。いわゆる家計が苦しいご家庭については、福祉的な制度あるいは就学支援制度、こういったものでしっかり支えさせていただいている。一方で等しくというところの中では、今も議会の皆さんには誤解はないと思うが、給食費払ってないから今日は〇〇さんは給食配食しない、食べられないという対応はしていない。全ての子どもたちが温かい給食を教室で食べていただいている状況である。

今、教育委員会で取り組んでいる部分とすると、公会計の導入について検討をさせていただいている。まだ、どうできるのかというところについては、教育委員会あるいは事務局である学校支援課で研究中ではあるが、現状であれば私会計なので、未納世帯の部分の未収金については、他の負担いただいている世帯の給食費、これで全体を賄っている形になるが、公会計制度を入れることで、そこについては一旦、市の財源で給食に係る経費を負担し、保護者、各ご家庭で負担いただく分を歳入という形で入れることができるので、そこについては一定の期待も効果もあるのかとは考えているが、一般質問の中でも別の議員からご質問いただいた。公会計制度を入れることについてのメリット、デメリット、あるいはさまざまな与条件があるので、そこについては現在まだ検討している段階である。

岸田委員 確認なのだが、先ほど26市と、あと区の状況等の説明もあったが、その説明を聞いていると大きく差があるのだなと感じたが、その辺りについて何か、例えば26市のほかの市と何か一緒に声を上げるとか、そういった何か取り組まれたことがあるのかないのかだけ確認して、最後の質問としたいと思う。

麻生学校支援課長 今年の2月に学事保健給食担当課長会が開かれた。ここで26市の課長級が集まって議論をしたわけだが、この中でやはり学校給食費の無償化について話題になった。各市さん状況はどうか確認をしたところ、どこの市も無償化することは今できない。その理由がこの無償化したときの財源がかなり大きなものになって負担である。これをすることが財政上もなかなか難しい、こういった意見が大半を占めていて、今の現状では難しいという結論になっている。今ほかの市と一緒に何か行動を起こしているかという、今の現状では起こしてはいない。今後どのようにアピールしていくのか、取り組んでいくのか、それを考える時間かとは思っている。

安齊委員 今の23区、そして26市との違い、そのことについてなのだが、はっきり言うと三多摩格差と言われる、財源がなかなか三多摩地域はきつということである。町や村については、もう実施しているところがあるわけなのだが、それでそのためにも、やはり東京都が関わって財政支援をすべきだと思うが、東京都の動きとか考え方とか、その辺りについて伺いたい。

鈴木教育部長 東京都さんに成り代わった答弁は難しいが、私のほうでインターネット等で知事の会見等を見ている中では、都知事としては市町村を含めて全戸無償化ということについては、否定的な見解だったと認識している。

安齊委員 実は、去年の秋に共産党の地方議員団と、予定候補者含めて東京都の教育委員会と交渉を行った。そのときもはっきりと国も言っているように、学校給食費の食材費については保護者負担となっているから、やる気はないと明確なお答えだった。非常に冷たい答えをすっきりとはっきりとおっしゃったものだと思ったが、そういうところが東京都の教育委員会の意識である。

そういう中で私はやはりこれまでの国会でのやり取りを少し振り返って見てみたいと思っているが、実はもう72年前にもなるが、1951年だが、当時の共産党の国会議員で岩間正男参議院議員なのだが、憲法に規定されている義務教育の無償というものをどの程度考えているのかと、当時の文部大臣に質問したところ、政府は、現在は無料は授業料だが、その他教科書、学用品、学校給食、できれば交通費と考えていると答弁している。つまり、その給食費が無償化の対象になっていたのだということがここではっ

きりとわかるのではないかと思う。それと2018年12月6日だが、共産党の吉良よし子参議院議員が学校給食費について質問している。吉良議員は、学校給食法第11条で、給食費は保護者負担という、これが給食費の一部を補助する、そういう自治体もある。全額は出さないが、一部補助をするというところもたしかあったと思う。そういうことを禁止する意図はないと思うのだが、いかがかと、それから、地方自治体が全額補助することを丸々否定しないということなのではないかということ質問している。

そうすると文部科学大臣、そのように理解されていると答弁したわけである。これは2018年だが、本当につい数年前になるわけだが、でも、これがその各地で無償化を進めていくその後押しをした力になっていると、私は考えている。さらに今年になって本村伸子衆議院議員が、コロナ禍の今こそ、その学校給食法を改正して、憲法26条に基づいた給食無償化を早急に実現させるように求めたわけである。

それで、この学校給食費の食材費は保護者負担というこの学校給食法の11条だが、私は改正すべきだと考えているが、憲法には無償とうたいながら、学校給食法では保護者負担ということになっている、この矛盾があるわけなのだが、その点についてのお考えを伺いたい。

鈴木教育部長　　これまでご答弁させていただいているところの繰り返しになってしまうかもしれないが、学校教育に関わる学習面、教材費あるいは校外活動費、様々な費用が保護者の負担があるが、基本、学習に関わる場所については一切授業料の徴収だとか、そういうことはしないということで法定されているものという認識である。給食費については、施行令の中でも食材費については保護者の負担とすることができると明確に明示されているので、市としては、基本この施行令等を参照しながら、可能な対応ということでやらせていただいているという認識である。

安齊委員　　これだけ全国で相当な数である。254自治体、この小学校、中学校とも給食費を無償化している自治体が、昨年12月時点で254自治体に広がっているわけである。これはもう事実上、学校給食は材料費を含めて保護者負担だと。この保護者負担だというその根拠をだんだんその自治体の力で崩れていっているのではないかと私は思っている。先ほどの市の答弁では、

学校給食法に書かれていることを是認、認めていらっしやったと思うが、私はやはりもうこれは学校給食法、これを改善すべきだと、改正すべきと思う。

三階委員長       ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長       質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

安斉委員       5陳情第1号 小中学校の給食費の無償化に関する陳情について、採択の立場から討論する。

小・中学校とも給食費を無償化している自治体が、昨年12月の時点で254自治体に広がった。東京都では葛飾区、北区、品川区、荒川区、中央区、世田谷区、足立区、足立区は中学校のみなのだが、この4月から無償化を打ち出すなど無償化の流れが加速している。東京では、やはり23区でしかこれが進んでないということは先ほどのやり取りの中で、やはり財政的に厳しいのがこの三多摩地域だと思う。私は都の支援を求めていきたいと、そして市もそのように求めていただきたいと思います。

この無償化の流れは、さらにこの一部補助ではなくて、完全に無償に、恒久的な制度として実施しようと、さらに充実を求める運動も広がっているところである。食材費は保護者負担とする学校給食法を改正すべきと考える。そして多摩市でも、無償化を目指して例えば第3子から始めるなど検討すべきと考える。ぜひ一步を踏み出していただきたい。

以上、申し上げる。

大野委員       5陳情第1号 小中学校の給食費の無償化に関する陳情について、フェアな市政を代表し、趣旨採択の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、小・中学校の給食無償化を実施してほしい。あと、理由として多摩市として一步を踏み出してほしいというのがある中、先ほど来、市側の説明や、この間のいろいろな質疑の中でも明らかなように、財源の問題で、市として国や東京都が補助がない以上、市としてどうするのかということしか今のところ選択肢はない。その中において、陳情者があえてこういった多摩市として一步踏み出してほしいという陳情を出してきたということは、明

らかに市の中の財源の使い方について、私たちの考え方としては今例えば公共施設の見直しとか、機能の集約とかそういったことについてもしっかりと議論していかなければいけないということについても、財源を生む中でも、福祉的なサービスを生むために必要だと私たちはかねてから言ってきました。

いろいろな公共施設のあり方についても、今、立ち止まったほうがいいのではないかといった意見も言わせていただいたが、残念ながら全てがそういう状況にはなっていないが、当然陳情者の皆さんは、そうした財源を生むために、そういうことをご一緒にやっていただけるというものを私たちとしては期待したい。

そういう中において、先ほど来、給食の教育的な意味だったり、確かにいろいろと困り事を抱えているご家庭などもふえている。また、貧困の問題だけに限らず給食の教育的意義、あるいは、国のほうも本来であればこういったものを無償化する方向に持っていきたいというお考えもあるようなので、そういった理念に基づいて多摩市として一歩踏み出す、単独市としてもやるという決意を陳情者の皆様もお持ちであれば、当然、今市ができることをどう取り組むのかということも声を上げていただくということを前提の上で、趣旨採択としたい。

岸田委員

5陳情第1号 小中学校の給食費の無償化に関する陳情について討論する。

本市では地場野菜を給食に活用したり、2名の栄養教諭が給食を食材として活用しながら、教育の一環として食育を大事にしている。学校給食法11条に、食材費について保護者規定とあるが、本来、憲法が保障する義務教育はこれを無償とするということに照らせば、国が給食の無償化をすべきであることは明白である。また、このコロナ禍、改めて私たちは学校給食が子どもたちの健やかな成長に寄与していることを確認した。家庭の状況や住んでいるまちにより子どもたちを分けていくのではなく、全ての子どもたちの権利を満たしていく必要があると考えている。

今週に入り小・中学校の学校給食について、少子化対策に入れていこうという動きも出てきた。一自治体だからその動きについて注視に一貫するの



ではなく、本市が持つ子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例に照らし、動いていく必要もあると考え、採択での討論とする。

石山委員

5陳情第1号 小中学校の給食費無償化に関する陳情に対し、新政会を代表し、趣旨採択の立場で討論する。

東京23区の幾つかの自治体で給食費無償化が進んでおり、居住する自治体で格差がないよう検討していかななくてはならない課題である。先ほど市の説明にもあったように、多摩市で給食費無償化を進める場合、費用は合計5億円以上になり、財源が問題になる。本件に関し、財源を含めて現在国でも自民党でもかなり前向きに給食費無償化に向けて検討している。今は、国、東京都に対し働きかけ、また、国の動向をよく見た上で失敗のないように取り組むべきだと考え、本陳情に対し、新政会を代表し、趣旨採択とする。

斎藤委員

5陳情第1号 小中学校の給食費の無償化に関する陳情に対して、壮士の会を代表して、趣旨採択の立場での討論をする。

今回の陳情の趣旨としては、憲法第26条を根拠として、社会状況を鑑みでの陳情であると思う。所管からの説明もあったが、憲法第26条2項では、すべて国民は法律の定めるところによる、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とするとなっている。また、法律で定められるというところの部分は、教育基本法第4条2項にある、国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しないという条文を指している。

このことに対して過去の国会答弁では、授業料は徴収しないことを憲法の無償とするという内容にいたしたいとしていること、学校給食法第11条、学校給食実施に必要な施設及び施設に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担とする。前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第22条第1項に規定する保護者の負担となることなどから、今回の陳情理由にある義務教育は無償という憲法26条の原則というところに当てはまらないと考える。

しかしながら、都内の一部の自治体では、給食費の無償化が始まることによる、自治体による格差が生じることは望ましいとは思わない。現在、多摩

市教育委員会では、支援を必要としている家庭に対しては就学援助支援を行い、給食費についても支援をしているが、予算にも限りがある。今後市として国や東京都に働きかけをしていくことが必要だと思うので、しっかりと取り組んでいただくことを要望し、本陳情に対しての趣旨採択の討論とする。

三階委員長 　ただいま意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名、趣旨採択すべきものという意見が3名あった。趣旨採択すべきものという意見が過半数に達している。

　よって本件は、趣旨採択すべきものと決した。

　ただいま、趣旨採択すべきものとした陳情だが、この処理方法について協議したい。

　この際暫時休憩する。

午前10時49分 休憩

---

午前10時49分 再開

三階委員長 　休憩前に引き続き会議を開く。

　先ほど趣旨採択すべきものとした陳情については、皆さんのご意見を踏まえ、執行機関に送付としたいと思う。

　日程第2、第12号議案 多摩市体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

　これより市側の説明をお願いする。

古谷くらしと文化部長 　ただいま議題となっている第12号議案について、提案の理由を申し上げる。

　本案は、大谷戸公園キャンプ場について、需要の高いソロキャンプへの対応を可能にするとともに、利用料金上限額について、総合体育館での個人利用料と同額としていたものから、公共施設の使用料設定に当たっての基本方針に定める基本ルールにより算定した上限額へ変更するものである。併せて子ども団体の利用料金について、条例施行規則に基づく減額として対応するための改正を行う。また、本条例の名称について、広く市民の皆様に関わりやすい名称とするため、多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関す

る条例と名称変更を行うものである。

詳細については、私市スポーツ振興課長から説明申し上げる。

私市スポーツ振興課長 よろしく願います。資料は、新旧対照表をご覧ください。

では、第12号議案 多摩市体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

条例の見直しのポイントは大きく3つある。1つは条例の名称である。第2条の定義にあるとおり、これまでは、野球場、球技場、庭球場、キャンプ練習場について体育施設と規定していたが、市民にわかりやすい条例名称とするため、屋外スポーツ施設という名称に変更させていただいて、全体の名称を変更している。

2つ目は、利用人数である。大谷戸公園キャンプ練習場の利用は、個人によるものとする規定を加えて、ソロキャンプのニーズに応え、利便性を向上させていきたいと考えている。

3つ目は、利用料金の規定の整理によって大谷戸公園キャンプ練習場の料金改定を行いたいと考えている。大谷戸公園キャンプ練習場のソロキャンプを可能にしたことにより、別表第2を野球場と球技場、庭球場、キャンプ練習場それぞれの表記の方法を変更させていただいた。金額としては、大谷戸公園キャンプ練習場の利用料金のみの変更をしている。

料金の改定の整理としては、現在、体育施設の利用料金は、公共施設の使用料設定に当たっての基本方針において、基本ルールによらない算定を認める施設として、近隣自治体の類似する同規模施設の料金を参考に料金設定をしているが、大谷戸公園キャンプ練習場については、近隣にキャンプ練習場と類似する施設が存在しないことから、総合体育館等の個人使用料と同額の210円ということで設定をしている。しかし、利用料金が低廉であるため、稼働日数がふえると収入より支出増加が大きくなって、利用料金制による指定管理者へのインセンティブが機能しにくいなど、収支構造の課題がある。

そのため、基本方針に定める基本ルールにより、料金決定する方式に変更することで、利用料金の適正化を図ってまいりたいと考えている。具体的な料金の改定額としては、大人料金、宿泊が520円のところ940円、日帰

りが大人210円のところ310円。こちらに変更する。この料金改定に合わせて、サービスの向上というところで、施設貸し出し備品の充実とか初心者向けキャンプ教室の開催など、利用者サービスの向上も検討している。

また、宿泊利用時間について、現在は9時から翌日17時で、最大利用時間32時間となっている。一方で、施設利用者の利用実態が24時間以内の利用がほとんどであることから、24時間利用に見直しを行う。このことによつて、利用実態に合わせた適正な利用料金算定を行うとともに、現在の32時間利用では、2日目に新たな宿泊利用を受け付けできなかったところ、受付が可能となって、市民の利用機会の拡充を図ることができると考えている。

三階委員長 これをもつて説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

岸田委員 ご説明ありがとうございます。キャンプ練習場の料金は改定されるが、中身は充実していくのかと感じた。幾つか質問したいが、先ほどスポーツ振興課長の説明の中で大谷戸キャンプ練習場のみ料金を変更しているということだったが、条例のほうを見ると、改正すると野球場だったり球技場の子ども料金的なものなくなると思うが、どういう整理があったのか伺いたい。

私市スポーツ振興課長 子ども料金の規定の表記のところなのだが、子どもが過半数を占める団体の利用料金は料金の免除に当たって、料金の減免は規則に規定させていただいている。これまでは、屋外スポーツ施設は条例で実質免除後の金額を規定していたが、ほかのスポーツ施設などでは規則で子ども団体の免除率を規定していて、今回の利用料金改定に合わせて、屋外スポーツ施設についても規則で減免させていただくという整理をさせていただいた。そのため市民の方にご負担いただく利用料金は変更はない。

岸田委員 減免については、規則でまとめられたということを理解した。大谷戸キャンプ練習場で先ほどソロキャンプもできるというご説明もあったが、備考のところを見ていると備考の3のところ、庭球場の利用については大人によるものとするところがあるが、大谷戸キャンプ練習場には特に記載がなく、子ども1人の利用も可能という理解でよいのかどうか、子どもって、中学生以下と書かれているので、中学生だと利用できる可能性もあるのかと考え

られるので、確認をしたい。

私市スポーツ振興課長 スポーツ施設を利用する際は、成人が代表者となって、利用申込みをして利用することが前提となっている。子ども団体とかそういったところでも成人の方が代表者として利用することが必要となる。庭球場は、施設の利用特性上、個人の利用が基本となっていて、ただ、大人が責任を持って、テニスコート1面を利用することが前提となるため、大人によるものという記述がある。

こちらは子ども料金の適用がないというところで、あえて大人によるものとするを書かせていただいている。大谷戸公園キャンプ練習場については、施設の利用自体は成人の方が代表として利用申込みをして、使用することが前提となっていて、ここに大人1名幾ら、子ども1名幾らと規定させていただいているが、こういう施設の利用の属性上、個人利用になるので、子ども1名幾ら、大人1名幾らと書かせていただいている。子どもだけで利用するというのではなくて、成人の方が代表者としてお申込みをするような仕組みになっている。

岸田委員 最後に確認なのだが、先ほど減免については、規則でまとめて適用していくということで条例を改正するということがあったが、この大谷戸キャンプ練習場と庭球場の場合は、庭球場の場合は、子ども料金がないからとわざわざ規定があるという整理の仕方でいいのかどうかというのを確認したい。同じ条例の中で、一方が書かれていて一方が書かれていないのは何でかと疑問に思ったので、質問する。

私市スポーツ振興課長 同じ条例の中なのだが、庭球場の場合は個人利用が基本となっているが、その子ども料金の適用がないというところで、大人のみ、大人によるものとする規定させていただいている。大谷戸公園キャンプ練習場については個人利用になるが、大人も子どもも利用されるというところで、個人の金額として規定させていただいている。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

大野委員 先ほどご説明の中で、利用料金は他市との比較などで見ているということなのだが、その料金自体の見直しみたいなものは、何か定期的な月日とかあるのかどうか。あるいは、他市との連携ということがもしあるのだとすれ

ば、そういったものが歩調を合わせて同じ時期にそういうことを動くような仕組みになっているのか、どういう見直しの時期というのが動いているのだろうか。

私市スポーツ振興課長 全庁的な料金改定については、4年に一度行っている。今回の大谷戸公園キャンプ練習場の見直しについては、屋外スポーツ施設管理更新計画の中で課題としてあったので、その課題の解決に向けて行うものである。

他市との連携というところであるが、他市の料金との比較ということだが、それに類似する施設が他市にないので、一応他市とは比較をしないで行うものとなっている。

大野委員 大谷戸公園のキャンプ場の話はそうだと思うが、先ほどのご説明の中で、いろいろな様々な施設が、他市と比較して大体同じだみたいに受け止めたので、その理解でいいのかどうかということと、今のご説明にあったように、全庁的には4年に1回見直す中で、こういったスポーツ施設などの場合は、他市の状況なども見ながら、そこで必要だと思えば4年に1回の庁内の見直しの中でそれを合わせて提案するということで理解してよろしいのだろうか。今の現状だと、市のスポーツ施設の料金のあり方というのは。

私市スポーツ振興課長 おっしゃるとおりで、他市と比較して料金が決まるものもあるし、4年に一度、そういった見直しを行ってまいらる。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

安齊委員 1点だけ確認だが、説明の中で、その他施設貸し出し備品の充実や初心者向けキャンプ教室の開催など、利用者サービスを検討するとお話があったが、これも、実施するとしたら、いつからそういうことができるようになるのだろうか。その点だけである。

私市スポーツ振興課長 利用者サービスの向上についてだが、施設貸し出し備品の充実については、今年の7月から予定している。初心者向けキャンプ教室については、今年度中の開催を目指している。

三階委員長 ほかに質疑ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第12号議案 多摩市体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

三階委員長 挙手全員である。よって本件は可決すべきものと決した。

日程第3、第13号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 よろしく願います。本条例の改正については、2点の改正を行う。

まず1点目については、現在、認可保育所の新設や改築などを行う際には、国の保育所等整備交付金を活用し、保育事業者の負担軽減を講じてきたところだが、こども家庭庁の設置に伴って、これまでの保育所等整備交付金が廃止され、就学前教育・保育施設整備交付金が創設されることになった。それに伴い、条文中で用いている保育所等整備交付金を就学前教育・保育施設整備交付金に改正するものである。

次に、2点目は、保育施設で発生する使用済み紙おむつについて、現在、保護者が自宅に持ち帰っていただいているが、保護者から衛生面に対する不安や持ち帰ることの負担、それと、現場で働く保育士も、園児ごとにおむつを仕分することの負担が生じていることから、施設で使用済み紙おむつを処理するための費用を補助することとした。その補助金を支給するための改正を行うものである。

詳細については、1点目の交付金については水野子育て・若者政策担当課長、2点目のおむつ処理の補助については植田子育て支援課長より説明をする。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、第13号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、保

育所建築費補助金の部分の改正についてご説明をさせていただきます。

資料は、28ページ分の14ページの新旧対照表をお開きいただきたい。

こちらに、項目としては、保育所建築費補助金という項目を設けている。ここで、令和5年4月1日より、こども家庭庁の設置に伴い、国のほうで交付金の整理が行われたところである。多摩市としては、今まで保育所の新設、改修、改築、または整備に関わる事業の算定の基準額として、保育所等整備交付金の額を基準と定めていた。この保育所等整備交付金が、こども家庭庁の設置に伴い整理統合されて、就学前教育・保育施設整備交付金という交付金に統一されることから、こちらの名称を変更するものとなる。

植田子育て支援課長 2点目について説明をする。

同じく28分の14ページ、こちらの別表のところ、補助金を交付することができる規定の別表の(6)に、紙おむつ等処理費の加算ということで、月額300円に、ゼロ歳児から2歳児までの対象児童数を乗じて得た額というものを新しく追記している。こちらの300円というところについては、水分を含んだおむつの重量に交換回数を掛けて、さらに廃棄単価を掛けた額に、一月最大25日分ということで算定した額で、それが繰上げをして300円として計算をした額をこちらのほうに表記している。

三階委員長 市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

安斉委員 この条例の一部改正だが、こども家庭庁の設置に伴う補助金の名称変更だと説明を伺って思ったわけなのだが、それによって、この保育所建設費補助金の算定基準とかが変わるのか変わらないのか、その辺りについて伺いたい。

水野子育て・若者政策担当課長 こちら、まず、国のほうから現段階でアナウンスがあるのが、この名称の変更のみである。額については、旧の保育所等整備交付金についても、毎年夏に更新をかけられて提示されているというところである。ただ、想定の域なのだが、この保育所等整備交付金と同等のレベルのものが示されるのではないかと考えている。

安斉委員 わかった。

それから、おむつの処理補助金だが、1人につき月額300円という補助



金だが、これは保護者ではなくて処理業務を行う保育園に支給されるのだと思うが、その確認をしたい。

植田子育て支援課長 こちらの費用については、保護者ではなく保育事業所のほうに支払うものと認識していただいて結構である。

三階委員長 ほかに質疑ないか。

岸田委員 紙おむつのところでお伺いしたいが、ゼロ歳から2歳というところで、ただ、ご説明のときは、2歳までに外れるお子さんもいらっしゃる、あるいは2歳よりももう少し時間をかけておむつを外れるお子さんもいらっしゃるというところで、ゼロ歳から2歳で、さらに児童数を乗じたというのは、どういう整理というか、考えというか、どういう計算がなっているのか。超える子もいるだろうし、含まない子もいるだろうしというところで、そこら辺の説明をもう少し丁寧にしていただきたいというのと、あとこの2歳というのは、幼稚園でいうプレ幼稚園の子が対象なのかどうかという、年齢の対象についてもお伺いしたい。

植田子育て支援課長 算定の考え方ということで申し上げますと、ゼロ歳から2歳の方が基本的に大半の方がおむつをしていらっしゃるということの中で考えた場合に、そこを対象児童として考えようということでは一旦整理をした。

その上で、水分を含んだおむつと交換回数で、1日滞在している時間の中で5回程度交換するだろうという値の数と、あと廃棄の単価、そして一月の当初日数というか、そこが最大値で考えている。

だから、休む方もいらっしゃるし、そういったところと、あとは、2歳でも、おむつをもう既に早くから外れてしまう方もいらっしゃるし、また、3歳になっても、まだもう少し余裕を持っておむつをしている方もいらっしゃるの、そういったところを相殺して考えたときに、おおむねゼロ歳から2歳の児童数と、その最大の入所日数、こういったところを乗じて掛けた分と、さらに、そこを単価として割り出したときに、1円単位まで一応計算はしたが、そこを10円単位を切り上げて300円にしたというところの考え方で、おおむね、おむつをしている子全てが持ち帰りをしなくて済むだろうということで算定をしたというところだ。こちらについては、園長会のほうでも、そういったところの考え方を共有して、諮って同意をいただいてあ

るといふようなところである。

あと、幼稚園におけるプレ保育、2歳児というところなのだが、基本的には、こちら、保育所に関する要綱なので、結局ゼロ歳児クラス、1歳児クラス、2歳児クラスとあるので、考え方としては同様だと思うが、基本的には保育所の2歳児クラスというようにところに在籍をしている人の数ということでご認識いただきたい。

岸田委員

最大の入所日数を掛けてもらっているということで、先ほど保護者ではなくて園のほうに支払われるということだったが、多分園の持ち出しはなかったり負担はないだろうということを確認させていただいた。

先ほど、子育て支援課長が、プレ幼稚園と私が幼稚園の名前を出したので、これは保育所に対することだということだったが、先ほど子ども青少年部長より、衛生面、また保護者の負担、また園の負担ということで、その3つを取り除くためにおむつの持ち帰りをしなくて済むように今回条例の改正がされたが、市内全体を見ると、幼稚園もプレ幼稚園を行っていたりだとか、そういう子はおむつをしている子も多いだろうということを考えたりとか、あるいは障がい児の施設だったりということも考えると、おむつをしている子もいるだろうと想定されるが、そこら辺の多摩市の状況については、どう把握されているかということ、また、そこら辺の施設からは、同じような声は上がっていないのか、あと保育所といってもたくさんいろいろ種類がある。この保育所と書いてある具体的な施設名についても教えていただきたい。

植田子育て支援課長

まず、幼稚園というところでは、そもそも幼稚園の中では2歳児クラスを設置している園というのが限られているというところがある。今言ったように、プレ保育というようにところでも、設置している園とそうでない園とあるのかと思っている。プレ保育ということであると、現場の方とも意見交換をさせていただいたが、数時間の間、保護者と一緒に幼稚園での過ごし方をならずというか、そういった意味合いがあるということで、保護者も一緒に来ていただいているというようにところの中で、必要に応じて、その時間の中でおむつを交換する場面があることもあるし、そうでないこともあるだろうと。そこは、保護者も一緒にいるので、おむつをそのまま持ち

帰ってもらっているというような状況があると伺っている。

また、2歳児クラス、プレ保育とはまた別のお預かりするような制度があるが、そういった在籍している2歳児というのがそもそも少ないというような状況があったり、あるいは、こちらのほうも意見交換をさせていただいた中では、園バスを利用する方が多く、家の近くまで持って帰ってくる事ができるということで、持ち帰ることによる負担感が少なく保護者からの要望がないというような状況がある。そして、保育園に比べて市外の園児が多い。園バスを走らせている園がほとんどであって、市外の園児が多いということもあって、さらにその対象となる園児が少なくなるといった、こういった様々な状況を踏まえて、今、実態について、一応現場と意見交換をしている。一部の園からは、それでも何かできないのかなんてというようなご相談があったりだとか、それだったら制度として今後どうしていこうかというところも話し合いをしている最中であるので、その辺、様々な園の実態を踏まえて意見交換をしていきたいと考えている。

先ほどの保育所の形態というところだが、こちらについては、認可保育所、そして認定こども園、小規模保育所、家庭的保育事業所、事業所内保育所、認証保育所というようなところを対象施設として考えている。

岸田委員            利用しているお子さんは少ないかもしれないが、障がい児の施設についてはどうだろうか。

三階委員長            暫時休憩する。

午前11時20分 休憩

---

午前11時21分 再開

三階委員長            再開する。

植田子育て支援課長    今回、先ほど申し上げた形態の施設を想定して創設したものであって、障がいを持った方の施設というところでは、把握はしていない。

岸田委員            条例は確かに保育所に対するというところで、含まれていないというのは重々理解しているが、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例もなっていて、子どもの中でも分けていくのではなくて、本市は途切れない支援をしていくということを出した市だったので、幼稚園につい

て、先ほど園長会等でも何か聞き取りとかをされているとお話も聞いていた  
ので、障がい児の施設についても実態を把握してほしいという思い  
から質問させていただいた。

三階委員長 ほかに質疑ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

安斉委員 第13号議案について、特にオムツ処理補助金、これを含めて、可決の立  
場から討論する。

長年の課題であったおむつの持ち帰りが解消できたこと、そして、既に園  
内処理をしていた実施園と持ち帰りをしていた園との保護者の格差が生じ  
なくなったことはよいことである。

先ほど岸田委員との質疑の中でもあったが、保育所に限らず、その対象を  
広げていただくこともぜひ検討していただきたい。

それから、今後はリサイクルの研究も進んでいくことを期待している。

以上を申し上げて、可決の立場の討論とする。

三階委員長 ほかに意見討論ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名であつ  
た。よって、これより第13号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金  
の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採  
決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

三階委員長 挙手全員である。よって本件は可決すべきものと決した。

植田子育て支援課長 先ほど幼稚園のくだりのところで、プレ保育をやっているところと  
やっていないところがあると申し上げたが、プレ保育に関しては全園で行  
っているということで、訂正させてもらう。よろしく願います。

三階委員長        それでは次に、日程第4、第14号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

                    これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長    よろしく願います。

                    第14号議案である。

                    本条例の第26条には、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定が定められているが、この条文は、国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の第26条を引用している。しかし、令和4年12月にその基準の一部が改正されたことに伴って、本条例を改正するものである。具体的には、親権者の懲戒権に係る規定を削除する民法改正が行われたことに伴って、国の基準に設けられている条文を削除するというような内閣府令が公布されたことに伴って、本条例の第26条に定める、懲戒に係る権限の濫用の禁止に係る規定を削除する改正を行うものである。

                    詳細については、植田子育て支援課長より説明を申し上げる。

植田子育て支援課長    資料のほうは、新旧対照表の28分の16ページをご覧いただきたい。

                    こちらのほうに、右側改正前というところで、懲戒に係る権限の濫用禁止というようなところを、左側、改正後削除としたものである。こちらのほうに関しては、まず、懲戒というようなところで、これは不正または不当な行為に対して制裁を加えるなどして懲らしめることとなっている。こちらのほうのかかる権限の濫用の禁止ということで、これをしてはいけないというようなものを削除するということになるが、わかりやすく申すと、民法の一部改正を行って児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があった。したがって、親権者の懲戒権に係る現行の条例を削除するということとしたということと併せて、児童福祉法の47条の3項に基づく、児童福祉施設の施設長等が入所児童等に行う措置について、その内容から、懲戒というものをそもそも削除するとなったので、こちらのほうを削除させていただくということである。

三階委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

大野委員 これは、多分わざわざ取り上げるほどでもないのかもしれないが、条例からこういうところが、法律の変更に従って削除するというので、そもそもこういうことはいけないのだということは、当然、皆さん、関係者わかっているのだと思うが、改めて、これについて何か周知というのは、関係している機関に対してはされているのかどうかということについてお尋ねしたい。

植田子育て支援課長 こちらのほうの法改正については、まず、国のほうから通知が各都道府県、市町村にある。こちらの通知をもとに、我々のほうから対象となる施設のほうに周知をして、こちらのほうで確認をさせていただいていると認識している。

三階委員長 ほかに質疑ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第14号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

三階委員長 挙手全員である。よって本件は可決すべきものと決した。

次に、日程第5、第15号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 本条例については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令などの施行に伴って、多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正するものである。

改正点については、5点ある。

まず1点目は、施設の設備や園外活動を含む保育所での活動等について、安全確保に関する計画を各事業所、施設において策定を義務づけること。

次に2点目は、家庭的保育事業者が他の社会福祉施設を併設している場合に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、職員が併設する施設の職員を兼ねることができること。

次に3点目は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修、訓練の実施をすること。

4点目は、園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する際に、乗降者時の点呼や車内の園児等の見落としを防止する装置の装備を義務づける内容に改正するもの。

次に5点目は、懲戒権に関する規定の削除についてである。

民法等の改正に合わせて、令和4年12月に、本条例が引用する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴って、本条例第13条に定める懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定を削除する改正を行うものである。

詳細については、植田子育て支援課長より説明を申し上げる。

植田子育て支援課長 新旧対照表の28分の、まず、17をご覧ください。

こちらのところの第6条に、新しく、第7条の3第2項というのを付け加えている。こちらのほうは、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に点呼、そして乳幼児の所在を確実に把握することができる方法によって、その所在を確認しなければならないといったようなことを、こちらのほうに明記しているものである。

次に、28分の18ページをご覧ください。

こちらの中に、安全計画の策定等というところで、第7条の2を設けている。こちらのほうに関して、安全計画を策定し必要な措置を講じなければならないとしているものと、その下に、さらに研修及び訓練を定期的実施しなければならないと明記したもの。そして次に、保護者に対しても、その内容等についてしっかりと周知をしなければならないと規定をしてある。

その後、7条の3というようなところでは、自動車を運行する場合の所在の確認ということで、先ほどと同じような内容になるが、乳幼児、幼児の乗

車及び降車の際にしっかりと点呼すると。そして、所在を確実に把握することができる方法によって所在を確認しなければならないというような規定である。

そして、2番目のところにも、送迎の目的とした自動車、こちらによっても、その車内の中に、並列の座席及びその1つ後方に備えたものを除いて、車内に乳幼児の見落としと防止する装置というのを備えなければならないとしたものを追記している。

さらに、28分の19のところに行くと、第10条のところ、家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、設備及び職員の一部を併せて設置することが、兼ねることができるとしたものであって、他の社会施設と併せて設置した場合に、職員が兼ねてもいいというようなことを、支障がない場合に限り行うことができるとした規定を設けているものである。

13条のところは、先ほどの懲戒に係る権限の濫用禁止というような文言のところを削除しているものである。

そして、その下のほうに、衛生管理等のところ、第14条の2のところ、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修、並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないという文言を規定しているものになっている。

三階委員長            これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

大野委員            この安全計画とかについての、例えば市としてのチェック体制とかというのは、特にあるのだろうか。

植田子育て支援課長    安全計画については、市が定期的に行う予備審査等があるので、そちらの中でチェックすることが可能と考えている。

三階委員長            ほかに質疑ないか。

岸田委員            子どもたちの安全というのは、計画だけではなくて、きちんと人を充てるとか、そういった部分も手厚く国とかにはしていただきたいと思うが、この第15号議案のほうにも安全計画があつて、今度また出てくる第17号議案にも安全計画が出てきたりとか、条例で出てくる安全計画と、多分幼稚園とか保育園は法だったりで定められているのかと思うが、その辺



りを確認させていただきたいのと、あと、14条のところの、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練というのが、実質的にどういったものなのか想像できないので、具体的にどういうものを指すのか、伺いたい。

植田子育て支援課長　こちら、今回は、家庭的保育事業等として条例のほうは設けているが、そのほか規定するものとしては、認可保育所等においては、児童福祉法、こちらに基づいてしっかりと安全計画を策定しなければならないというような規定がある。幼稚園に関しては、学校保健安全法、こういったものに基づいて、しっかりと各学校、幼稚園において安全計画に関する規定が設けられている。

先ほどの14条のところの訓練というようなところであるが、こちらについては、研修内容もあるし、その他、まず、その内容についてしっかりと役割分担をそれぞれ職員が確認をしたりとか感染対策をした上で、どういった支援ができるのかというところの演習を行ったり、そういったところの実施というふうにして考えている。

訓練の方法としては、机上で行うものと、実地ということで実際に動いて訓練を行うものと、そういったものを組み合わせながら実施するというところで想定をしているものである。

岸田委員　今回、新たに研修だったり訓練だったりという項目が出てきたと思うが、一事業所だけで行うのが難しいという場合もあると思うが、何か市からヘルプというか、そういうものはあるのだろうか。

植田子育て支援課長　市としても、定期的に意見交換をする場もあるので、そういった中で一緒に計画の策定について考えていくというところもあるし、また、小さな家庭的保育所とかそういったところであれば、連携園というのもあるので、その連携園と密になって一緒に取り組んでいくというところで考えている。

三階委員長　ほかに質疑ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長　それでは、質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第15号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

三階委員長 挙手全員である。よって本件は可決すべきものと決した。

植田子育て支援課長 先ほどの説明の中で、予備審査というようところで申し上げたが、家庭的保育事業所等に関しては、定期的な訪問の中でそういったところを行っていくというところで訂正をさせていただく。よろしく願います。

三階委員長 続いて、日程第6、第16号議案 多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 それでは、第16号議案である。多摩市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に定める事務を処理して、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議を行うための機関として、平成25年10月に設置をしている。一方、令和5年4月から施行されるこども基本法では、市町村に市町村子ども計画の策定を努力義務としている。

今回の改正では、多摩市子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援法のほかに、このこども大綱の内容を踏まえた議論を行うことができるよう、所掌事務に、こども基本法第10条に基づく事務を追加する改正を行うものである。併せて、子ども・子育て支援法第72条から第76条までが削除される改正が行われることに伴って、子ども・子育て会議の設置根拠となる条項を第77条から第72条に改める改正を行うものである。

詳細については、水野子育て・若者政策担当課長より説明を申し上げる。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、新旧対照表28ページ分の21ページをご覧ください。

こちら、子ども・子育て会議設置条例の新旧対照となるが、まず、趣旨の第1条のところである。こちら、旧のほうは第77条となっているが、今回第72条とさせていただいている。こちら、こども家庭庁設置法の施行に伴って、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴う変更となる。

その下の行、並びにののところの部分なのだが、こちらは、こども基本法第5条の規定によりこども施策を策定し、及び実施するために必要な事項を審議するためというものを追加させていただいた。こちら、次期計画が令和7年度から5年間の計画を、令和5年度にニーズ調査、令和6年度に計画策定を行って計画づくりをしていくところではあるが、この子ども・子育て会議では、広く外部の方の意見をいただくという機関となっているので、多摩市としては、このこども基本法に基づく取り組みもしっかりと入れ込んで議論をしていきたいというところで、こども基本法の条項を入れたところである。

そして、所掌事務のところについても、第3条ということで、(1)(2)(3)という形で新しく設定をさせていただいた。

まず、(1)の法第72条のところは、先ほどご説明したとおりである。

(2)のこども基本法第10条第2項の規定に基づくというところでは、こども基本法第10条第2項では、こども大綱に基づく施策を国と連動しながらしっかりと議論していくということになっておるが、ただ、このこども大綱が令和5年の9月頃示されるというところで、まだ現在示されていないが、しっかりこのこども大綱が出たら、そこの内容をしっかり捉えていきたい。ただ、現在聞いているところでは、やはり子ども・若者の権利であるとか、貧困虐待であるとか少子化、このようなものが盛り込まれてくるだろうと想定はしている。

(3)のところについては、これは子ども・子育て支援法、こども基本法以外のものでも、子ども・若者計画等、この子ども・子育て支援事業計画については各種計画が盛り込まれているので、広く、この子ども・若者に関する議論ができるようにということでこの所掌事務を変更するところである。

次の第4条のところにも、その他のこども施策というところが書かれているが、これも、こども基本法に基づく議論ができるようにということで文言を追加させていただいた。

三階委員長 市側の説明が終わった。これより質疑に入る。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第16号議案 多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

三階委員長 挙手全員である。よって本件は可決すべきものと決した。

日程第7、第17号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 本議案については、多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の条文が引用している放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴って、条例の一部を改正するものである。

具体的には、2つの厚生労働省令の改正に伴う条例改正になる。

まず、令和4年11月の厚生労働省令の改正に伴って、学童クラブに対して安全計画の策定、業務継続計画の策定、それと、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する規定を追加するものである。

次に、令和4年12月に改正された厚生労働省令に伴って、学童クラブに対して、自動車を利用する場合の安全管理の徹底に係る規定を追加する改正を行うものである。

詳細については、石山児童青少年課長より説明を申し上げる。

石山児童青少年課長 説明させていただきます。

先ほど答弁させていただいて説明させていただいたとおり、安全計画の策定、それから業務継続計画の策定、それから衛生管理、それと自動車を運行する場合の所在確認ということで、児童館・学童クラブの部分、安全計画の策定に関しては、現在、事業所活動を想定する以外に自動車運行するということは、学童クラブでは送迎等はないので、ないが、今後、そういったものが、活動が出た場合ということもあり得ると考えて、こちらのほうの改正

を行おうと考えている。安全計画の策定の部分については、今、いつ、何をすべきかということと、保育所が行う児童の安全計画に関する取り組み、実施期間を整理して、必要な取り組みを安全計画の中に盛り込むということを想定している。

次に、業務継続計画についてだが、業務継続計画については、災害で、児童福祉施設における立地条件、環境等も考慮した業務継続計画の策定を今後行っていくべきと考えている。具体的に想定されるリスクとしては、感染症、それから地震などの自然災害、それから風水害などの自然災害、4番目にその他ということで、例えば爆破予告とか逃亡犯などが出た場合のリスク想定をした形での業務継続計画を今後考えていかなければならないと考えている。

3つ目に、衛生管理等だが、感染症及び食中毒の予防、まん延の防止のための研修とか訓練を実施することを努力義務として定めていきたいと考えている。

三階委員長  
岸田委員

説明は終わった。これより質疑に入る。質疑はないか。

当該業務継続計画のところで少しお伺いしたいが、災害のときに使用するといったことで、特に児童館だとか、今までのご答弁を聞いていると、発達障害だったりとか精神障害だったり、障がいの子も結構利用している、障がいがあるからこそ利用している子も多数いると思うので、そういった子たちへ特に丁寧な対応を計画に盛り込んでいかなければならないと考えているのが1点と、例えば児童館の上に学童クラブがあったりとか、あと、学童クラブの子も学校からそのまま来るといったことを考えると、その施設の中の環境だとか人だとか子どもたちだとかそういったことに対応する計画とするとともに、そういった、ほかの機関というのか、ほかの学校だったり児童館だったりとか、例えば学童クラブであればそういったこととかもきちんと連携をさせるような計画も必要なのではないかと思うが、その辺りのお考えというか、伺いたい。

石山児童青少年課長 学童クラブなどは、設置されている場所によって、土砂災害の危険地域にあたりとか、浸水想定の可能性の地区にあたりとか、状況はおっしゃられたように違うと思う。そこに通っている子どもも、近くの学校によ

って固定学級、通級学級などがある学校とそうでない学校があったりするので、おっしゃられるような内容も踏まえて、立地とか、そこに通う子どもの状況とか、そういったものを個別に相談しながら、学童クラブの運営法人なりと一緒に業務継続計画はつくっていきたいと考えている。

三階委員長           ほかに質疑ないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長           それでは、質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長           意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第17号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（挙手全員）

三階委員長           挙手全員である。よって本件は可決すべきものと決した。

次に、日程第8 所管事務調査 GIGAスクール構想についてを議題とする。

本件は継続案件である。本件については、令和3年6月17日に所管事務調査として位置づけた。子ども教育常任委員会では、タブレット等のICT機器の活用実態を調査研究し、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備が進められるようにすることを調査の目的とし、多摩市の現状調査、先進的な取り組みをしている自治体、有識者等の意見を伺い調査することとした。

所管事務調査に位置づけられてからこれまでの間、市内の小・中学校へ児童・生徒の実際のタブレット端末の使用状況について調査し、その後、千葉教育長と多摩市の状況と今後のビジョン等について意見交換を行った。

さらに、1人1台端末の導入政策をめぐる課題について、講師を招いて勉強会を行ったほか、ICT教育における先進的な取り組みを行っている区内の小学校の視察を行い、学びを深めてきた。

以上の勉強会や視察などを通して、前々回の9月の委員会では、さらに調査を進めることに加え、今まで調査してきた結果を整理し、さらなる教育環境の充実を図るための要望・提案を報告書にまとめ、市長に送付することを目指すことを確認した。

その後、11月1日には、市内の小・中学校の特別支援学級の視察を行い、児童・生徒の実際のタブレット端末の使用状況を調査した。11月10日には文部科学省を視察し、国内のGIGAスクール構想による各学校への情報端末の導入状況や、国内よりも先行して機器導入、活用を行った例が見られる在外日本人学校での取り組みと課題等を学び、調査を進めてきた。令和4年12月の委員会では、今までの視察や勉強会など、調査してきた事項に対し、各委員よりご意見等をいただいた。さらに、前回の委員会から本日まで間に勉強会を実施し、いただいたご意見をもとに、報告書の形にしてきた。

今回は、その調査報告内容の決定及び最終日に行う予定の所管事務調査報告の内容について協議・確認をしたいと思っている。

まず、資料にある所管事務調査報告書について確認する。こちらは、委員長から議長へ報告する際のかがみ文及び勉強会で協議した内容を踏まえ、まとめた報告書である。この報告書について、ご意見や何か確認しておきたいことはあるだろうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長      それでは、本報告内容をもって、委員長名で議長へ、所管事務調査報告として提出をする。

これにご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長      異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

なお、最終的な体裁等は正副委員長にご一任願う。

また、本所管事務調査、「GIGAスクール構想について」は、今後の市政の参考としていただくため、議会運営委員会を通して市長へ調査報告書を送付したい。

これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長      ご異議なしと認める。それでは、そのようにさせていただく。  
それでは、最終日の調査報告内容の確認をしたい。  
次に、今定例会最終日に行う予定の所管事務調査の委員長報告の内容について協議する。  
今回の報告が最終報告になる。さきに調査報告書の中身について確認したので、その中から最終報告として盛り込む内容としては、調査事項、調査目的、調査に至った背景及び調査内容の簡潔な報告、今後に向けた市側への要望・提案、以上を報告する必要があるかと思うが、ほかに盛り込むべき事項はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長      それでは、この内容で本定例会最終日の所管事務調査報告とする。  
なお、具体的な報告内容については、委員長にご一任いただきたい。  
これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長      ご異議なしと認める。  
では、そのようにさせていただく。  
次に、日程第9、特定事件継続調査の申出についてを議題とする。  
本件は別紙のとおり申し出ることにした。  
これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長      ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。  
この際、暫時休憩する。

午前11時59分 休憩

---

(協 議 会)

三階委員長      それでは、休憩前に引き続き協議会を開く。  
それでは、まず一番最初の第4次多摩市生涯学習推進計画の令和3年度実施事業の内部評価についてである。

齋藤文化・生涯学習推進課長    よろしく願います。私から、第4次多摩市生涯学習推進計



面の令和3年度実施事業の内部評価についてご説明をしたい。協議会のフォルダの中に、協議会1という資料が3つあって、一番手前の資料をまず開いていただけるだろうか。

まずは生涯学習推進計画のところである。この生涯学習推進計画については、令和3年3月に策定したものである。「学びあいがつむぐ“健幸”なまち～「ふれあい」からはじまる地域づくり～」を基本理念に、令和3年度からスタートをした。

計画にひもづく事業の評価を令和4年度から実施したということで、今回、ご説明させていただこうと思っている。

生涯学習推進計画では、事業の進捗状況や内部評価を毎年行うこととしている。それが真ん中の表になっている。事業の進捗状況、また内部評価、これを毎年行うことにしている。また、2年に一度、世論調査の実施に合わせて、成果目標の現状値の把握や外部評価を行うこととしている。

また、ここの色が変わっているところであるが、5年に一度、現状に合わせて計画の見直しを行う予定にもしている。2点目のところだが、計画は、基本理念「学びあいがつむぐ“健幸”なまち～「ふれあい」からはじまる地域づくり～」のもと、4つの目指す方向、11の推進項目、24の個別施策で構成している。

本日、令和3年度に実施された計画にひもづく事業に対する内部評価を資料に基づき説明をさせていただきたいと思っている。

協議会資料1－3番目の資料、青と黄色の載っている資料をまずご覧いただきたい。こちらは資料2ということではあるが、先にこちらのご説明をさせていただきたいと思っている。資料2については、ページ数が11ページある。この11ページというのは、先ほど申し上げたように推進項目11点ある。1ページごとにまとめている。この1ページ目の推進項目1、「広報・情報提供」の1点目の個別施策を例に、この帳票のご説明をさせていただきたいと思っている。

個別施策については、左側、丸付数字で書いている。SNS等を活用した学習情報の共有・発信という施策である。この施策の右に、①多摩市公式Twitter、多摩市公式Instagram等々ある。これが生涯学習計

面にひもづいている関連事業の名称である。こちらはそれぞれ事業に関してアウトプット、初期アウトカムを設定している。アウトプットについては指標Aということ、初期アウトカムについては指標Bということで、今ご覧いただいている表の下のところに説明が載っている。指標Aについては、発信数を記載しているものであり、指標Bについてはフォロワー数や「いいね！」の数を記載しているものである。

アウトプットも初期アウトカムもともに左に令和3年度の数値を、右に令和2年度の数値を記載させていただいて、その2か年を見て数値が上がっているのか、下がっているのかというのを矢印で記載させていただいておるものである。Twitterとしては、アウトプットの発信数が令和2年であるが、3,547件から2,339件に減少している中で、初期アウトカムとして、フォロワー数は4,047件から5,102件に増加している。「いいね！」の数は、1万3,551件から1万974件に減少となっているところがこの表の説明である。

右側に目を移していただきたいが、中間アウトカムというものがある。これは先ほど申し上げたとおり、2年に一度、世論調査を行う。その中で、推進項目の成果目標であり、最終アウトカムは基本理念である「学びあいがつむぐ“健幸”なまち」としているものである。

上の表の説明は以上であるが、続いて中段の事業実績である。これは丸つき数字が並んでいるとおおり、上にある関連事業の各事業の事業実績というところの振り返りを記載しているものである。Twitter、Instagramの事業の振り返りとして、原稿提出数は大幅に増加したものの、生涯学習に関するコンテンツの発信は僅かであったというような形で記載をしているものである。この事業実績の下には、内部評価を記載している。

個別施策の評価としては、SNSやアプリを活用して、タイムリーに発信することで、学びや参加のきっかけとなるようサポートしていくと内部評価には記載させていただいている。例えばこのような形で24の個別施策を11ページ、推進項目に合わせてご説明しているものが以上の資料2の帳票である。

続いて、協議会資料1の真ん中の資料をお開きいただきたいが、今ご説明

した11枚の帳票について、特徴的なものをまとめたものが令和3年度、内部評価の総評ということである。特に、この中段にある令和3年度の振り返りであるが、この中に、主立ったものを抽出して記載をさせていただいている。その中で、まず太字にしているのが個別施策を指しているが、個別施策10の「多世代交流の場づくりの推進」では、次年度以降に向けて、市民活動交流センターの整備をしたり、多摩市版地域包括ケアシステムネットワーク連絡会の立ち上げ準備など、再編を見据えた取り組みを実施したことを指摘させていただいた。

続いて、個別施策11の「ボランティアセンターの充実」、個別施策15「オンライン・通信教育での学習サポート」では、YouTube多摩市公式チャンネルの登録者数など、充実を図ることができたと指摘をさせていただいている。個別施策24の「SDGsの取り組みの拡充」では、水辺の楽校の活動を中心に、川清掃などの取り組みが、市民の方の主導でも広がっていることを挙げさせていただいている。

一方で、1ページ目の下であるが、個別施策12「市民活動やボランティア活動に気軽に参加できる仕組みづくり」については、参加者数は増加傾向にあるというところではあるが、年齢層の拡大というのが課題となっていると、これは指摘をしている。

また、2ページ目であるが、個別施策18については、「市民・民間・行政が一体となった事業等の実施」については、コロナ禍より集客数が減少したことを指摘している。

課題と思われる事業は、令和3年度の事業としては幾つかあったが、コロナ禍においても、誰もが集える居場所づくりや学校支援の提供、適切なサポートの提供、地域活動に参加する機会づくり等々を通じて、多様な人たちが障壁を感じずに安心して暮らせるまちづくりができるよう、本計画に基づき事業を継続してきた。

「今後に向けて」にも記載しているが、令和5年度は11の推進項目の成果目標の向上が図られているか、外部評価を行うことで、「学びあいがつむぐ“健幸”なまちの実現」を目指していきたいと、まとめさせていただいたものである。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 来年度は、外部評価を予定とのことなのだが、大まかな外部評価の流れ  
というか、概要を教えていただけるだろうか。

齋藤文化・生涯学習推進課長 外部評価の流れであるが、まずは基本的に今年度行った内  
部評価を実施していくというところである。先ほど申し上げたとおり、世論  
調査の項目に11項目、該当しているものがあるので、世論調査の結果を受け  
て、その数値を確認するという点が2点目としてある。その後、外部評価  
ということで、外部の方、学識経験の方になるかと思うが、そういう方にも  
入っていただいて、生涯学習の計画、今の計画に沿ったものになっているか  
どうかというのを確認していただくという予定である。

大野委員 私がきちんとわかっているわけではないかもしれないが、今の内部評価  
でも例えばいろいろな学習機会のSNSの提供とかそういうので、間口を  
広げていくということにはなっているのかもしれないが、実際それを見た  
人が本当に学習するのかどうかとか、そっちがどのぐらいになるのかとい  
うほうが多分大事になってくるのかという気はするので、決算の事業評価  
ではないが、なかなかそういう設定をするのが多分事業によって難しいと  
は思うが、本来の目的というのは、要は、本当の学びにつながるような人た  
ちがどれだけたくさん今までのおなじみさんだけではなく、広げていける  
のかということだと思うので、そういったところも別に皆さんにけちをつ  
けるわけではないが、外部評価をいただくときにはそういった点も、どうい  
ったことが必要なのかということについてご留意いただくようなサゼスチ  
ョンがあるとよろしいのかと思ったというのが私の感想である。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次に2番、多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資  
料館の愛称決定についてである。

齋藤文化・生涯学習推進課長 引き続きよろしく願います。

私から多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料  
館の愛称が決定したので、そのご報告をさせていただきたいと思っている。

1 番の 1 次選考のところであるが、令和 4 年 9 月 1 5 日から 1 0 月 1 4 日までのほぼ 1 か月であるが、愛称の募集を行った。この中で、3 1 名の方から 2 9 作品いただいた。3 名の方は、作品の名前が同じだったということで、2 9 作品の応募をいただいた。

この 2 9 作品について、まずは多摩市立市民活動・交流センターの運営協議会、2 つ目の文化財保護審議会、3 つ目の学びあい育ちあい推進審議会について、この 3 つの会議によって 1 次選考を行っていただいた。これによって 8 作品を選んだというところである。

2 番の 2 次選考であるが、1 1 月 1 0 日から 1 2 月 9 日、これもほぼ 1 か月間時間を取ったが、この 8 作品について、市民活動・交流センターに投票箱を設置して、投票を行った。

結果、一番上に載っている「KITAKAI さんぽ館」、簡易表記では片仮名も使っているが、これに決定をさせていただいたということである。

理由としては、明るい笑顔で接待してくれるカフェがあり、散歩をしながら立ち寄れば、多摩市の歴史が学べ、人と文化の交流、そして、新しい発見で、あしたへとつながるセンターになったらいいと思う。こういう理由でご提案いただいたものに決定とさせていただいた。

なお、2 次選考の結果は、2 番の 2 次選考の表に目を移していただきたいが、2 次選考の結果は資料のとおり、KITAKAI さんぽ館が 1 7 6 票を獲得したというところである。

なお、この表の中をよくご覧いただくと、「i」の字が小文字になっている。実際に決まったものは「i」を大文字とさせていただいた。これはやはり誤りをなくすために、また、誰でも読みやすいところを配慮させていただいたところである。そのため、KITAKAI は全てアルファベットの大文字を使用させていただいたというところである。また、イベント等、様々今年も行わせていただいたが、チラシや広報などに誰でもわかりやすい表記ということで、片仮名の「キタカイ」も使用できるようにした。

なお、こちらの愛称については、令和 5 年度の予算に計上させていただいてご審議いただいているところである。予算が認められた場合、4 月以降に愛称の提案していただいた方の表彰と、施設に看板の設置を行いたいと考

えているものである。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 看板設置がされるというが、それはその入り口というか建物の入り口だけの話なのか、せっかく名前が新しくなったので、例えば途中の案内とか何かあったりとかというのは、全くそういうのではないということなのか。

齋藤文化・生涯学習推進課長 看板については今入り口、ちょうど校庭と裏側になるが、正門というか、入り口はその上に看板を設置するということである。あとは先ほど申し上げたとおりチラシとかでそういう愛称を使わせていただく、イベントとかで市民活動・交流センターとふるさと資料館と一緒にやるものがあるので、そういう中で、愛称を利用させていただきたいと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次に、3番のパルテノン多摩5階レストランススペースの今後の活用についてである。

宮崎文化施策担当課長 それでは、パルテノン多摩5階レストランススペースの今後の活用についてということで、ご報告させていただく。協議会資料3をご覧ください。

パルテノン多摩5階レストランススペースだが、パルテノン多摩リニューアルグランドオープンとともに、多摩中央公園改修整備・運営事業によって、飲食スペースとして運営が開始する予定であった。

しかしながら、コロナ禍の影響で、多摩中央公園改修整備・運営事業において出店が不調となったことから、当該スペースについては事業から切り離し、文化施策所管で所掌することにした。その後、庁内での協議・調整を経て、今後の活用の方向性について考え方を整理したので、報告するものである。

レストランススペースを取り巻く環境だが、コロナ禍のため、外食需要が低迷している状況にあり、今後の需要動向について見極めが必要であると。そして、今後、多摩中央公園内に飲食施設が設置されるため、どのような飲食

施設になるかの見極めが必要である。また、十字路や駅前まで移動すれば、多種多様な飲食施設があり、施設内にレストランを設置するには差別化が必要である。また、多摩センターのまちづかいに向けて、当該スペースを活用したい旨の意向があるということである。

それらの背景をもとに、今後のあり方として検討した結果、当該スペースの活用については、これらのことを踏まえて不確実な要素が多くあることから、当面は、下に書いてあるとおりの方向性で決定したものである。

その内容としては、コロナの影響、多摩中央公園内飲食施設の動向を見極めるための経過観察期間を1年間設けると。その上で再度、施設活用のあり方について検討を行うというものである。ということで、令和5年度中、経過観察期間という形で暫定活用をいたすという形になっている。経過観察期間の間は、今後の多摩センターのまちづかいに向けた検討・試験事業の場などで当該スペースを暫定活用していく。

経過観察期間の暫定活用についてだが、令和4年4月から開始した多摩センターの将来ビジョン検討にかかる活動に利用するため、「多摩ラボ」(仮称)を開設する。「多摩ラボ」は、多摩センターの将来ビジョンをブラッシュアップしていくため、オープンイノベーション拠点として、フラットな対話や交流、ワーキング等の企画会議や企画そのものを実施する場として活用する。活用期間は、令和5年度末までの予定である。

主な活動内容としては、ワーキング等を中心とした企画会議、公募企画と、企業・行政とのマッチング、公募企画の一部実施、あと、最後にPR活動等を行うということの予定と聞いている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員 暫定的に多摩ラボで利用していくことはわかったが、見極める1年間で、一体具体的にどのようなことをしながら見極めるというか、どのようなことをするのかというのを伺いたいのが1点と、また1年を経過した後、暫定ではなく、どのように利用されるか、どういうスケジュール感で決まっていくというか、その経過の見極めの結果にもよるとは思うが、ちょっとその辺りを伺いたい。

宮崎文化施策担当課長 書いてあるとおり、コロナの影響が一番大きいということであ

る。基本的にはレストランで活用していきたいという意向は所管としては持っている。ただ、なかなか事業者のほう、飲食事業者のほうも、今やどちらかというとその市場的には撤退の方向が強いというところでこの流れがやはり一つ変わらないとなかなかレストランの誘致というのは難しいかなと今思っている。

なので、どうしても5月のところで新型コロナウイルスの感染法上の分類が5類になって、その後、業界のほうで飲食のほうの出店が伸びてくるところを社会状況を確認しつつという形になる。

もう1点が、もう一つやはり大きいところが、多摩中央公園の関係で、飲食施設のほうが同じようなものがかぶってしまうと、それはマイナスになるので、それは避けたいなというところで、やはり公園のほうで多摩中央公園の改修の中でどのような飲食店が出るかという、その辺の情報をしっかりつかんだ上で、できれば令和6年度にはに何らかの形にしたいなどは考えている。

三階委員長       ほかに質疑はないか。

大野委員       つまり今のことに関連してまとめると、市としては、できれば飲食スペースとしてやっていきたいのだが、必ずしも、場合によっては検討や状況の経過によってはそうとは限らないものもあり得る話として、こういうことになっているという理解でよろしいだろうか。

宮崎文化施策担当課長   おっしゃったとおりで、基本的にはやはり飲食施設であるとは思っている。ただ、今のこの暫定活用のほうをこれから全く新しいことをやり始めるというところもあるので、その中で、場合によってはこちらの暫定活用の中では、多摩センターのこれからのまちづかいであるとかそういったことをいろいろ市民だったり関係の人たちと意見を出し合ったり、実証実験をしたりしてやっていくものなので、その中で全くもっといいことが思いつけばまた、そういうほうにハンドルを切るみたいなところも、可能性としてはあると思っている。

三階委員長       ほかに質疑はないか。

岸田委員       同じことをもう少し詳しく聞きたくてお伺いするが、飲食店での活用ということを考えながら、それがいけるかいけないかという判断は、どこから



情報を得るといふか。

宮崎文化施策担当課長 所管のほうとしてなのだが、今、チェーン店とかそういったところにコンタクトを取って、そういう意向があるかというのは、意向を聞く。そこにそのまま出店するとかそういう話ではなくて、動向である。具体的にパルテノン多摩のところに出店するかどうかという話ではなくて、業界としてこれから伸びていくか伸びていかないかとか、そういったことは電話とかで聞いていって、その方向が撤退から出店に方向が変わっているようなところは、個別に聞くしかないかなと思っている。

なので、今どこという具体的なところはないが、一般的な大きなチェーン店とかにはいろいろリサーチをかけて、業界の動向を確認するというような形が一番現実的かなと思っている。

岸田委員 では、市民経済部のほうと一緒に連携をしながら聞いていくといったイメージでよいのだろうか。

宮崎文化施策担当課長 レストランのほうは単独で私どものほうで担うが、ただ、先ほど大野委員からの質問で答えたところの、新しい、もっといいものというのがもし可能性としてあるというところの話の情報は当然、市民経済部のほうと情報のやり取りだったり、実際に今時点でもいろいろと市民経済部ともそうであるし、環境部ともそうであるし、いろいろ情報の交換はしているので、その中でレストランが文化としては今一番だと思っているが、さらにいいこの場所の活用の方法があれば、そういうところにといいところも当然ある。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次に、4番のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済導入についてである。

私市スポーツ振興課長 では、スポーツ施設におけるキャッシュレス決済導入について、報告をさせていただく。協議会資料4番をご覧いただきたい。スポーツ施設利用におけるキャッシュレス決済導入予定について報告する。

まず、1番の概要である。オンラインでのクレジットカード決済及び窓口

支払いでのキャッシュレス決済を行うことで、スポーツ施設の利用の利便性を高めたいと考えている。なお、現金支払いについても継続して取り扱っていく。

キャッシュレス決済の導入範囲としては、総合体育館・武道館、温水プール、野球場・球技場・庭球場については、オンラインキャッシュレスと窓口キャッシュレスを導入、利用できるようにする。陸上競技場については、予約システムを市民に開放していないため、窓口キャッシュレスのみの実施とする。大谷戸公園キャンプ練習場については、利用当日の現地支払いのため、両方どちらも対象外とさせていただいている。総合体育館とか陸上競技場の当日の利用券の購入については、券売機で対応していることから、今回のキャッシュレス化の対象外となるが、今後、券売機の更新時にキャッシュレス化を検討していきたいと考えている。

2番、施設利用承認書のデジタル化による利便性の向上というところである。施設予約システムによりスポーツ施設を予約し、オンラインキャッシュレスで支払いを行った利用者に対しては、施設利用承認書を施設予約システムよりデジタル化し、発行する。このことによって、施設利用者は、抽せん申込みとか、仮予約、本予約（料金支払）の一連の手続を施設窓口に来ることなく、手続を完了させることができる。通常だと、本予約の際に、料金支払いに来る際に、一度、総合体育館等の窓口に来ていただいて、その際に領収書とこの施設利用承認書というのを紙でお渡ししているような現状である。こちらを改善することができる。

また、2番、テニスコートナイター照明はコイン式という特別な形で行っているため、そのコインの受渡しのために、一度利用日までに窓口に来ていただくことがある。

また、キャッシュレス決済により料金を支払った場合でも、利用料金の還付が発生した場合には、施設窓口にお越しいただいて、現金による還付を行う予定となっている。

次のページを見ていただいて、料金の支払い窓口である。現在総合体育館・武道館・温水プール、一本杉公園野球場管理棟、多摩東公園庭球場管理棟と5か所ある。総合体育館・武道館・温水プールについては、現金及び窓

ロキャッシュレスに対応する。一本杉公園野球場管理棟については取扱い件数が少ないため、現金のみの取扱いとする。多摩東公園庭球場管理棟については、武道館と多摩東公園内に2か所支払い窓口があるので、オンラインキャッシュレスという窓口に来る必要がないサービスを提供できることがあるので、こちらの武道館に窓口を一本化することで、管理棟に常駐する管理人の配置時間を見直しをして、改善していきたいと考えている。

導入のスケジュールについては、4月からホームページにて周知を開始して、6月、たま広報で周知をする。7月にキャッシュレス決済を導入開始をする。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員 キャッシュレスになって利用しやすくなるのかと思ったが、還付の場合は窓口に行かなければいけないというところで、その期間みたいなのはあるのだろうか。

私市スポーツ振興課長 期間としては、地方自治法に関しては5年間となっている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、5番、多摩市立温水プールにおけるプール水殺菌方法の変更についてである。

私市スポーツ振興課長 多摩市立温水プールにおけるプール水殺菌方法の変更について報告させていただく。協議会資料5番をご覧ください。

多摩市立温水プール水の殺菌方法を変更することとしたので、概要を報告する。多摩市立温水プールにおいては、プール水の殺菌方法として、MIOXと呼ばれる塩を使用した殺菌方法を採用してきた。

一方でプール水の殺菌方法としては、次亜塩素酸ナトリウムを使用した殺菌方法もあって、MIOXと次亜塩素それぞれでプール水の殺菌運用を行った比較をしたので、その結果をもって次亜塩素による殺菌方法とすることを決定した。

今回検討を行った経緯なのだが、令和3年8月14日にMIOXの装置の一部が故障して、急遽、その装置を停止した。それで次亜鉛素に切り替え

て、プール水の殺菌を行った。次亜鉛素に切り替えたことで、大きく水質に変化が生じたり、利用者からの意見や問い合わせが入ることもなかった。直ちにM I O Xの装置の修繕をするのではなく、当面次亜鉛素による殺菌消毒を継続して、これまでの運営状況を踏まえて、M I O X装置による運営状況との比較を行った。

その結果が3番にある。殺菌方法を比較した結果、M I O Xは作業員の安全性が高いものの、次亜鉛素は殺菌効果、躯体への影響、ランニングコストの面でM I O Xより有利な結果であった。躯体への影響、透明度、水道使用量は特に変わらないというような効果であって、殺菌効果にしては、水質検査結果では差異はないが、M I O Xの場合は次亜鉛素を補助的に使用する場合があつて、その面で、次亜鉛素が有利と判断している。躯体への影響は、M I O Xはさびを受ける電飾棒というものがあるが、そのさびの進行が次亜鉛素に比べて速いというところがあつて、そういったところで次亜鉛素のほうが有利と。ランニングコストについても、年間の費用が次亜鉛素のほうが安いというところがある。施設利用者からの反応としては、水質変化に関するお問い合わせ等は現在ない。

次のページへいって、今後の対応についてこのM I O X装置の故障により、一時的な対応として次亜塩素による殺菌消毒を実施していたが、今回、次亜鉛素に切り替えた殺菌方法について決定して、殺菌を継続していきたいと考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 作業員の安全性が、今度のだと少し危険性があるような記述があるが、対策可能とあるが、どういった対策をされるかとかはおわかりか。

私市スポーツ振興課長 次亜鉛素については、直接触れてしまうとやけどするような薬剤であるが、結構26市のほかのプールでは広く一般的に使われていて、タンクから直接プール水に流し込むことによって、そういった対策をして、直接触れることがないようにすることで、安全性を確保できると考えている。

大野委員 今お答えにもあつたが、ほかの市では次亜鉛素を使っている例は多いということで、それが圧倒的だと理解してよろしいだろうか。

私市スポーツ振興課長 そうである。26市のプール施設を持っている自治体の半数以上

が、次亜鉛素で行っている。

三階委員長       ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長       では、本件についてはこれで終わりたい。

次に、6番のテニスコートマイクロプラスチック流出抑制対策における市民協働の取組みについての報告である。

私市スポーツ振興課長   テニスコートマイクロプラスチック流出抑制対策における市民協働の取組みについて報告させていただく。協議会資料6番をご覧ください。

テニスコート人工芝から発生するマイクロプラスチック流出を抑制するため、市民と協働した取組みを行っていくこととしたので概要を報告する。

経緯としては、令和4年5月、多摩市体育協会及び市内テニス団体とマイクロプラスチックのことについて情報共有をした。6月から、奈良原公園庭球場において、企業協力による実証実験を開始するとともに、市内テニス団体に実証実験資材の定期点検のご協力をいただいている。令和4年10月に、多摩東公園庭球場で企業協力による実証実験を開始した。12月に、マイクロプラスチック捕捉用フィルター設置を含む貝取北公園庭球場人工芝張り替え工事が完了している。同じく12月に、多摩市体育協会及び市内テニス団体と情報共有して、今後の協力関係について会議を開催し、協議をした。

令和5年3月にマイクロプラスチック捕捉用フィルター設置を含む連光寺公園庭球場人工芝張り替え工事完了予定となっている。

2番、奈良原公園庭球場での取組みである。奈良原公園庭球場では企業と令和4年6月から実証実験に取り組んでいて、実験内容は適宜見直しを行っていることから、市内テニス団体には目視確認による定期点検にご協力いただいている。こちらに関しては、令和5年度も継続して協力いただく。

3番、貝取北・連光寺公園庭球場での取組みである。協力いただくテニス団体の施設利用時間において、側溝に設置されたマイクロプラスチック

捕捉用フィルターの交換作業を実施いただく。令和5年度については、月1回の交換を実施を予定している。令和4年度で実施している実証実験では、6月から11月の間で月3回程度、12月から2月は月0回から1回程度の交換頻度であった。一方で、実証実験中の庭球場は、人工芝張り替えから5年が経過していて、人工芝が一定程度、紫外線等で劣化しているが、貝取北公園庭球場・連光寺公園庭球場については、令和5年度張り替えしたばかりの人工芝であるため、奈良原公園庭球場に比較して、マイクロプラスチックが発生しにくいと想定していて、月1回としている。

令和6年度以降は、マイクロプラスチックの発生状況を見て、フィルター交換の回数が増加していくことは考えられる。こちらの周知に関して、テニスコート利用者全体など、広く市民への周知として、ホームページや施設掲示により、市民協働によりマイクロプラスチック作業を行っていくことを周知していく。

開始に当たって、作業に協力いただくテニス団体向けに、マイクロプラスチック対策や作業手順について、スポーツ振興課より説明する機会を設ける。また、開始当初数回はスポーツ振興課職員も一緒に作業を行う。こうした市民協働の取り組みを進めて、テニスコート人工芝でマイクロプラスチックが発生しているということを確認していただくとともに、環境問題についても意識を高めて、行動変容につながるようになっていければと考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 連光寺公園のほうは、まだ今日現在は終わってないという理解でよろしいだろうか。

私市スポーツ振興課長 工事自体は終了している。今現在は、オープンに向けての準備作業というような状態である。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次は7番、(仮称)多摩市スポーツボランティア組織の設立についてである。

私市スポーツ振興課長 （仮称）多摩市スポーツボランティア組織の設立について報告を  
させていただきます。協議会資料7番をご覧ください。

東京2020大会で高まった地域でスポーツイベント等を盛り上げていく機運を一過性のものとせず将来へつなげていくため、（仮称）多摩市スポーツボランティア組織を設立する。目的は、市が主催・協力するスポーツイベント等への企画・運営をサポートすることで、市民がスポーツを楽しむ環境をつくり、活気ある地域社会を実現することである。また、スポーツを「する」「みる」だけでなく「ささえる」というスポーツへの関わり方を実現する。

登録要件としては、16歳以上でボランティア活動に興味のある方。未成年の方、18歳未満の方には保護者の同意が必要。近隣自治体の住民の受入れも考慮、想定して、市内在住・在勤・在学要件はない。

②番としては、電子メール及び携帯電話の両方で、スポーツ振興課からの連絡を受け取ることができる方。

③番、ほかのボランティアの方々や事務局と協力・尊重し合いながら、活動できる方。

市報、市ホームページなどで写真使用が可能な方。

相手が日本人か外国人であるかを問わず、積極的にコミュニケーションが取れる方。外国語の能力は不問としている。

登録申請から事業協力までの流れということで、まず、ボランティアとして活動するために、まず、登録という手続をしていただく。登録希望者が、①番にあるように電子申請、または紙でスポーツ振興課に申請いただいて、その後、登録決定通知ということで登録をさせていただきます。

次のページにいて、③番、ボランティアの依頼者、最初は、スポーツ振興課が依頼者になることも多いと思うが、まず、その派遣依頼、派遣の内容があって、それを登録した会員に向けて、協力依頼をする。その後、その事業協力の希望を募って、人数とかそういったところを調整しながら派遣決定通知を行う。その後、事業協力というような形である。

4番、ボランティア保険について。活動の際にけがとか、万が一のことがあったときのために保険に入る。総務契約課で加入している全国市長会市

民総合賠償補償保険を基本にして、適用外となる部分については、民間損保会社のカバー保険を適用する。

今後のスケジュールとしては、まず、この4月、5月に、第1期の募集期間を設けて、その後は随時募集をしていく。6月に、第1回会議を開催して、会員規約等を決定して、7月から、市が主催・協力する事業でのボランティア活動開始というのを予定している。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、8番、令和5年4月認可保育所新規入所申込等の状況についてである。市側の説明を求める。

植田子育て支援課長 協議会8の資料をご覧いただきたい。令和5年4月の認可保育所新規入所申込等の状況についてというものである。

まず、最初の表、1番、令和5年4月の新規入所の状況である。こちらの表はクラスごとになっているが、まず合計欄のほうをご覧いただきたい。新規申込みについては、今年度は569人となっており、昨年度の539人に対して30人の増となっている。

その中段である。入所決定者については、今年度447人となっていて、昨年度とほぼ同数となっている。

その下の段、保留者数というところになっている。こちらのほうは今年度は122人ということで、昨年度93人に対しては29人の増となっている。申請状況の特徴としては、1歳児と3歳児の申請数が昨年度よりも増加している。要因分析については、現在行っているところであるが、関戸、連光寺地域のところで、若干ふえているような状況になっている。

下の表をご覧いただきたい。2番目、こちらのほうは、令和5年4月の第2次審査後の認可保育所の空き状況である。合計欄のほうをご覧いただきたい。合計数については今年度は125人となっていて、昨年度の177人と比べると、全体的に減少しているという状況である。先ほどの1歳児と3歳児の申請数がふえたことに伴って、当該クラスの空きが昨年度と比較して減っているというような状況になっている。



三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

安齊委員 何点か伺うが、この関戸、連光寺に待機児が集中しているように、今受け止めた。予算決算特別委員会の中でも、たしかお話もされてたとは思いますが、ここは新しいマンションが建っていて、これからもまだ入居者が予測される場所だと思うが、なかなか予測が難しかったのだと。というのも少し前まではそれほど若い世代が入ってくるような状況があまり予測されないもので、大丈夫だろうと受け止め、そういう答えをされていたのを受け止めたように思っているが、今ここに来てその地域に多いということについて、何らかの対策が必要なのではないのかと。今だんだん少し埋まってきているので、その0歳児について、空きが少なくなってきているということもあるので、関戸、連光寺、聖蹟桜ヶ丘駅周辺である。ここについてどのようにお考えになっていらっしゃるのか伺いたい。

植田子育て支援課長 2次の審査後についても、保護者の方に対して、認証保育所とか定期利用保育などをご案内するとともに、ほかのクラスで空きが生じている園に対しては、定員の見直しを図るような形で協議を行っていて、待機が多いクラスに、そこを運用で切り替えて定員を変更するというような形で対応を行ってきた。

そういったことで、空いた定員の枠を保留の方にご案内をしたりして、対応のほうを図って、少しでも待機児童数を減らそうということで、今、鋭意努力しているところである。

安齊委員 認証保育園は認可保育園よりも先に埋まっていく状況があるのではないのかと思うことと、運用定員もこれまでもいろいろとそういう方策を使ってやってこられたのだが、しかし、やはり保育の現場にとっては負担感もあるのではないかなと思う。

だから、やはりまだこれからも、あそこに入居者がふえてくるだろうということを見ると、これまでも待機児解消のために新しく保育園を造ったりしてこられたわけなのだが、やはりそういったことも少しお考えになったほうがいいのではないのかと私は思うが、その辺りを聞きたい。

本多子ども青少年部長 今現在も聖蹟桜ヶ丘駅周辺はマンションの建設があるので、今後とも一定数の保育需要は出てくるだろうと見込んでいる。そのため、私どもと

しても、聖蹟桜ヶ丘エリアについては、もう少し保育需要というか定員をふやす必要性があるということで、今、大型のマンションを建設している事業者に対して、保育の施設の設置を求めているということであって、今話は進んでいるが、具体的にこの場では申し上げることが今の段階ではできないが、そういった話を今進めていて、一定の時期が来れば公表できるかと思っているところである。

三階委員長       ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長       質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次は9番の保育料の未納金対策についてである。

植田子育て支援課長   協議会9の資料をご覧いただきたい。保育料の未納金対策についてである。

1番目の表は、例年と同様、過去6年分の状況を報告している。そして、次の納付誓約者数については過去3年分の報告ということで、人数については、例年とあまり変化がないという状況になっている。

2ページ目をご覧いただきたい。不納欠損の金額の報告である。令和4年度というところでは、今回は14件で、14万5,400円となっている。

そして、次の児童手当からの充当という欄があるが、こちらのほうは納付誓約者に対して、児童手当の充当にて同意いただいた方に関しては、定例の児童手当の支給月に納付を行う方の人数を過去3年分、報告している。

そして一番下の表をご覧いただきたい。最後に過年度の調定額とその徴収額、徴収率の表となっている。調定額については、年々減っているという状況になっている。今後についても、未納金のある方に関しては、各家庭に寄り添いながら、納付計画等を立てて納付を促していきたいと考えている。

三階委員長       市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長       質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次、10番、令和4年度第4回多摩市子ども・子育て会議の概要についてである。

水野子育て・若者政策担当課長   それでは、協議会資料10を開いてほしい。令和4年度第

4回多摩市子ども・子育て会議の概要についてのご報告である。

まず、令和5年2月15日水曜日、18時30分から20時10分の間で開催をさせていただいた。場所は市役所301、302会議室、出席者人数は15人の委員のうち13人の出席となった。

報告案件を4件行った。①、②、③、④と書いてあるが、まず、この①の保育所入所状況については、先ほどご報告をさせていただいた。②の厚生労働省・東京都の子どもの状況確認の実施の調査報告。③の児童虐待防止の啓発活動の経過報告。④が学童クラブの入所申請状況ということで行ったが、①は先ほど日程8でご報告した。④もこの後の日程11でご報告をするので、この場では、②の厚生労働省・東京都の子どもの状況確認の実施と、③の児童虐待防止啓発活動の経過報告ということで、報告をさせていただく。この内容については、田島子ども家庭支援センター長よりご報告をさせていただく。

田島子ども家庭支援センター長 それでは、報告をさせていただく。

まず、ページ数が4ページの厚生労働省・東京都「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施」の調査状況報告についてとなる。

本調査は厚生労働省からの通知に基づき、全国の自治体で毎年実施をしているものである。

1番の趣旨・目的となるが、令和4年6月1日時点で、多摩市に住民票がある児童のうち、乳幼児健診等の未受診、保育所等未就園、学校に就学していないなどの状況で、かつ福祉サービスなども利用していないということで、関係機関が状況を把握できない0歳から12歳の児童について、実際に目視、目で見て確認をするということによって、安全確認、安全確保を図ることが調査の目的となっている。

調査方法と結果についてだが、乳幼児健診未受診者は2人いた。未就園児等の所属不明児童は45人いた。学校に就学していない不就学児童は、次のページになるが、5ページの上になるが、0人で、就学していない児童はいなかった。

その5ページの表のところになる。調査結果については、未就園児45人のうち、子ども家庭支援センターのワーカーが家庭訪問にて直接お子さん

を確認した人数が18人。そして、他機関もしくはほかの自治体に住民票を置いたまま、ほかの自治体に移っているお子さんもいらっしゃるので、調査を依頼して、安全確認が行えたお子さんは13人となった。

あと、海外で居住をしている方もいるので、出入国の調査をかけて、海外で生活していることがわかった方が14名という形となっている。また、乳幼児健診未受診の2名についても、海外で生活していることが確認が取れたということで、11月30日で確認できない児童は0人となった状況となっている。

また、矢印の下にあるが、所属が引き続きないというお子さんが12名いる。6月の時点では所属はなかったが、その後、幼稚園や保育園に入園決定して通っているという方が6名いたというような状況で、どこにも所属をしていない12名の方に関しては、引き続き定期的に子ども家庭支援センターのワーカーが訪問等を行っているという状況となっている。

こちらの報告は以上となる。

また、次の報告の令和4年度児童虐待防止啓発活動経過報告については、12月のこちらの子ども教育常任委員会のほうで報告をした内容となっているので、説明は省略させていただく。

三階委員長 これまでのところで質疑はないか。

安斉委員 質疑というよりも、これは厚生労働省・東京都がそういう調査状況を報告しなさいということで報告されたと思うけど、ということは常時毎年こういうなかなか所属をしない、保育園にも行ってない、幼稚園も行ってないというお子さんたちについて、常時調査をされているということになるのだろうか。

田島子ども家庭支援センター長 6月の時点で、必ず全自治体がこの時点の状況において調査を開始して、毎年行っている。どこにも所属していない方に関しても、どの自治体も定期的に子ども家庭支援センターの職員が確認をするというような形となっている。なので、ずっと毎年、常時行っているという状況である。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

大野委員 この調査の数の傾向というのは何か年によって変わったりしているのか、

大体同じような感じなのだろうか。

田島子ども家庭支援センター長 若干数の違いはあるが、ある程度同じような状況かなと思うが、今年度に関して、もしくは昨年度はコロナの関係で、就学をしたくないというご家庭があった。現在もあるので、そのようなご家庭の分が少しふえているかという状況である。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、次は11番だが、令和5年度学童クラブ待機児童状況についてである。

石山児童青少年課長 協議会資料11についてご説明をさせていただく。

令和5年度の学童クラブの待機児の状況についてご報告させていただく。資料のほうをご覧くださいと、黄色い網かけと赤い網かけがかかっているところがあるが、そこが待機児童の数となる。定員は、令和4年度と同じく令和5年度も1,921人の定員を用意して、第3期までの申請数を終えたところで、1,919件の申請をいただいた。昨年の同時期と比較すると、昨年が1,832なので、申請数は若干多くなっているという状況である。

中でも、先ほどの待機児のところだが、東寺方小学校の第一から第三の学童クラブ、こちらが28人、それから、目立つところでは多摩第三小学校の子どもが通う愛宕南学童クラブの待機児が22人、それから、一番下のところだが、南鶴牧小の学童クラブ、第一と第二で47人という待機児が出ている。

東京都の調査規定によると、ほかの通える範囲のところになると、待機児のカウントの仕方が若干変わるが、それが隣のほうにある例えば東寺方で言うと28に対して25という数字になっている。括弧書きで赤字になっているところが、逆に定員の空きがあるところである。大きく定員の空きが出ているところが、多摩第一小学校、こちらが21人、永山学童クラブ、こちらは永山児童館の上にある学童クラブだが、こちらは29人、あと諏訪南学童クラブが37人、それから、落合第二学童クラブが43人という形で、地域によって待機児が出ているところと、逆に、学童クラブで空きが出ている、かなりの大きな空きが出ているところという形の地域のミスマッチが

あるという状況になる。

三階委員長 説明は終わった。質疑はないか。

安斉委員 もうすぐ4月になるわけだが、学童クラブはもう本当に4月1日春休みのときから少しならしで入るかな。となると待っている方たちの対策というか、その辺りは何か手を打っていらっしゃるのだろうか。

石山児童青少年課長 待機児の対策としては、例えば東寺方小学童クラブについては、令和3年4月に、1支援単位、1施設分増設して、40人を受け入れた。それまで二十数名の待機児が出たので、こういった対応をしたが、また、すぐ待機児が出ているという状態である。なのでこの部分についてもそうであるし、あと愛宕南のほうの学童クラブ、それから南鶴牧小の学童クラブも、出ているところの部分については児童館のほうのランドセル来館、こういったものでの対応。愛宕南やほかの地域についても東京都の都営団地の集会施設とか近隣の施設、雨風のしのげる屋根のある空間で、一時的にも学童クラブとして使えるところはないかというところで、幾つか当たって伺って交渉もしているが、なかなか通年で使えるところがないという状況の中では、児童館のランドセル来館で受け入れていくということと、今後その放課後子ども教室なり何なりを拡充していくということで、待機児、学童クラブでなくても地域の子どもと一緒に遊べるのであれば、そちらの選択でもいいという場所を充実していきたいなと思っている。

南鶴牧小学童クラブの子どもについては、先ほど47人の待機児が出ているということがあって、唐木田児童館のほうのランドセル来館、こちらのほうに令和5年度については少し注力しようと考えていて、今現時点で既に申請書を出された方が11人、申請書を持ち帰って、今後申請を出すとおっしゃっている方が10人、それ以外にも相談を受けている方がいるので、こちら今現在、令和4年度はランドセル来館4人程度の利用なのだが、来年度は20人以上の方が利用されるということで、直接来館と言って、こちらは待機児ではなくて、学校と児童館、自宅、1回自宅に帰ってから児童館に遊びに行くよりかは、そのまま直接児童館に寄って、そこから家に帰られるというような制度なのだが、こちらの直接来館制度を来年度は休止させて、その分、ランドセル来館の受入れを充実させて、そういったもので対応して

いこうということをやったりしている。

今現在なかなか苦しいが、待機児対策としては、そのような努力と工夫をしていきたいと思っている。よろしく願います。

三階委員長       ほかに質疑はないか。

大野委員       先ほど議案で、もとの法律の関係で変えただけだと思うが、実際に本市では実例がまだない、バスとか車を使つての施設に行くということの可能性だけは条例上は残っているが、そういったことはすぐにはないと思うが、何か市のほうで話していることというのは今あるのだろうか。

石山児童青少年課長   26市の中で、学童クラブの担当課長会等で情報交換に出ているが、そういった手法もないかなという模索はしている。ただ、やはり、学校の終わる時間、下校時刻、それから帰宅時刻といろいろ差があるので、通常の学童クラブの適用が難しいなということと、やっている自治体もどちらかという特別な配慮を必要とする子どもで、なかなかそれぞれインクルーシブな状態が一番望ましいとは思いますが、各地域ごとの児童館で受け入れにくいという自治体はバスで、そういった子どもを送迎して、1か所とかそういったことに特化した学童クラブで受け入れているという例はあるが、通常の学童でというのは難しいかというところの話は出ている。

三階委員長       ほかに質疑はないか。

岸田委員       一番は待機児の子どもたちに対応していくというのが大切だなと思うが、一方で、学童クラブによっては、かなりの空きがあるということで、子どもたちの数がその学童クラブでは減ってしまうところでは、やはり子どもとの関係性というか、ある一定の集団があるからこそ、学童クラブの子どもたちの休息だったり学びだったり体験だったりというのが確保されていくのかということを見ると、あまりにも子どもの人数が減ってしまう学童クラブについて、市として、今後何かしていくお考えがあるのかということについてお伺いしたい。

石山児童青少年課長   先ほど申し上げたとおり、地域によって結構、児童の差は顕著に出ているかということもある。ただ、やはり一小学校について共働きであったりということで、学童クラブを必要とする方いらっしゃるのでは、私どものほうの考えている指針としては、学校内に学童クラブを設置していく、それ

は置いていくということで、確かに減っている学童もあるが、その中で1年生から4年生までの間でグループというか、上の学年の子が下の子を見ていくような、学童クラブの本来の姿みたいなものは維持していきたいと思うが、ご質問内容にお答えできたかどうかあれだが、なかなかその部分については難しく、すぐにこれというお答えは今できかねる状態になる。

本多子ども青少年部長 学童クラブについては、今お手元の資料にあるように、待機児童の数を上回る空き定員があるという状況になっているので、待機がある施設について、施設をもう一つ造るのかというと、なかなかこの空き定員をまずはどういうふうに埋めるのかということが優先順位としては高いかと考えている。

そうした中で、地域によってそのニーズというのがなかなか年によって波があるので、今空いているエリアが必ずしも今後永遠に空き定員のままなのかというと、そうではない状況も一部エリアで見受けられるので、そういったこのエリアの特性とか今後の地域のニーズなども踏まえて、その辺はよく精査していきたいと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次は12番、学童クラブ費等過年度分滞納状況についてである。

石山児童青少年課長 続いて、協議会資料12のほうのご説明をさせていただきます。

学童クラブ費の過年度の滞納状況についてである。ちょうど資料のほうは赤字になっているところの部分、学童クラブ費の部分については平成31年、それから平成29年・平成28年と、通常不納欠損に当たるところが2年間の時効を有しているため、平成31年度の7,000円が、本来、通常だと該当なのだが、平成28年度と29年度、納付誓約をした方がいらっしゃって、時効が少し延びたという関係で、この3か年、2万5,000円の不納欠損という形の滞納状況になっている。令和2年、令和3年については、それぞれ7万円と22万3,420円という形で、滞納額がある。

資料、下の表のほうは、延長育成料ということで、時間外の延長育成にかかったところの自己負担分になる。こちらについても、平成31年度、1件



だが、1,000円の不納欠損が生じるというような状況である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次に、13番、多摩市ヤングケアラーに関する実態調査報告書についてである。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、協議会資料13に基づいて説明するが、13の資料が4つついていて、まず、2番目の資料を開いてほしい。12ページものの概要版というものになる。よろしく願います。

まず、1ページ目をご覧ください。多摩市ヤングケアラーに関する実態調査報告書概要版である。

まず、(1)の調査の目的だが、ヤングケアラーと思われる子どもを早期に発見し、また、支援につなげる仕組みづくりの検討を行うことを目的として、実施をさせていただいた。令和4年度9月の補正予算お認めいただき、実現できたものとなる。

(2)調査対象者である。多摩市立小学校5年生から中学校3年生までと、市内在住の高校生世代、合計で9,133名を対象に行わせていただいた。

(3)調査方法である。小学生、中学生は、学校を通じてタブレット端末を使って、子どもたちが学校にいながらアンケートを行わせていただいた。こちらは教育委員会、学校等、多大なご協力をいただいて実現したものとなる。高校生世代については郵送で調査票をお送りし、そこから、QRコードでウェブ上での回答か、もしくは紙ベースのものも一緒に同封していたので、そちらに記載、返信をしてのアンケート調査とさせていただいた。

(4)調査期間である。こちらは、11月の下旬から12月の中旬にかけて、行わせていただいた。

(5)回収状況である。小学生、中学生については、学校で子どもたちが学校にいながらアンケートを答えたということで、小学生では96.1%、中学生では84.9%という高い回答率を得たところである。こちら、全国の自治体等、既に行っているところと比べてもかなり高い回答率となっている。高校生世代については、19.1%という数字であったが、こちらも

高校生世代、他の全国の自治体を見ると、10%台の前半というところを考えると、多摩市では高い回答率を得られたかと思う。また、高校生世代の特徴としては、ウェブでの回答が多いかなと思っていたが、実際、結果を見てみると、700件のうちウェブでは362件、紙回答が338件と、まだ紙での回答も、高校生世代は行っていただいたというところである。こちら、合計をすると平均で61.3%の回答率という形となった。

続いて2ページ目を開いてほしい。こちらは 調査結果概要となる。まず、(1)のお世話をしている家族の有無ということをシンプルに聞いた。こちらは、国の調査でも聞いているところなので、対比をさせていただいた。

結果としては、まず、お世話をしている家族がいると回答した多摩市の小学生は全体で8.3%、183人、中学生で8.5%、230人、高校生世代で3.9%、27人であった。ただ、多摩市は小学生は5、6年生、国のほうは小学校6年生、中学生は、多摩市は1年生から3年生まで、国は中学校2年生ということで、時点のずれはあるが、傾向としては、多摩市の小・中学生については、お世話をしている家族の有無が国の調査よりも若干多かったという結果が得られた。また、高校生世代は国の調査とさほど差はなかったという結果となっている。

3ページ以降は、家族構成であるとかお世話の対象等々細かいことを聞いているが、こちらは、この場での説明は割愛させていただく。

では、飛んで、9ページを開いてほしい。こちら、国の調査と対比をしているところである。ヤングケアラーの自覚ということ聞いた。まず、こちらは、多摩市の小学生では全体で0.2%、5人、中学生では0.4%、11人、高校生では0.4%、3人が当てはまると回答をした。

国の調査と比較をすると、こちらについては、国の調査よりも小学生は国はないが、中学生では国1.8のところ、多摩市は0.4。高校生世代では国2.3のところ、多摩市では0.4ということで、ヤングケアラーからの自覚については、多摩市は低かったということになる。

こちらの結果から、多摩市ではお世話をしているお子さんは多いが、ヤングケアラーの自覚はそれほどないというような傾向が捉えられたかと考えている。

では、次に、10ページを開いてほしい。今回、ヤングケアラーの実態調査で、多摩市オリジナルとして支援を求める項目として、最後に助けを求めていいということで記名をしていただくような設問を設けた。まず、そこでシンプルに名前を書いたメンバーの数だが、小学生で5.5%、121件、中学生で4.1%、112件、高校生世代で2.3%、16件あった。ただし、こちら、資料の中段にも書かせていただいたが、この記名のあった子どもたちについて、子ども家庭支援センターが子どもたちの状況を確認したが、誤ってアンケートの流れの勢いで書いてしまったという記名も数多く見られた。

そのような中から、お世話をしているという回答した子どもたちがこのうち何人いたかというのが下段のほうになる。まず、小学生では23.1%、28件いた。中学生では20.5%、23件いた。高校生世代では12.5%、2件いた。こちらについては、かなりヤングケアラーに近いメンバーであるという数字を捉えたところである。

一番下の表が、この記名をしたメンバーのうち、ヤングケアラーの自覚があるかないかという内訳が、右のほうに展開されている。ただ、なかなか当てはまると答えたメンバーが小学生で1件、中学生で2件、高校生で1件ということで、小・中学生を見るとやはりわからないであるとか、当てはまらないであるとか、なかなか自覚はないのだが、お手伝いをしているというような状況が捉えられたと考えている。

最後に、12ページを開いてほしい。このような結果から、今後の方向性ということで記載をさせていただいた。

まず、3点ほど挙げさせていただいて、まず、1つ目は、「ヤングケアラー」の正しい理解の促進と周知啓発である。こちらは、当事者である子どもたちに対してもそうであるし、周りの大人に対しても、しっかりとこのヤングケアラーという存在があるのだということを広めていくということが重要であると捉えている。

(2) 持続的に支援を行うための相談体制ということで、こちらは、切れ目のない支援を引き続き取り組みながら、専門職によるアウトリーチ型の取り組みを強化する必要があると記載をしている。

(3) 関係機関の連携した支援ということで、なかなか、ヤングケアラーの問題というのは家庭内のプライベートな部分であり、表面化しづらい部分があるが、そういった中で、学校や地域が意識の醸成を図ることで、しっかりとサーチライトを当てて、そういった子どもを注意深く見ていき、また、見つけた場合は各機関と連携しながら誰一人取り残さないという取り組みをしていきたいと考えている。

それでは、13の3つ目の協議会資料をご覧いただきたい。こちらは補足資料ということで、1枚ものの資料をつけさせていただいた。この中で、多摩市が、ヤングケアラーに該当すると思われる子どもについてということで、わかりやすく補足資料ということで別出しをさせていただいた。

(1)である。アンケートから相談支援につながった子どもということで、今回の調査を通じて、子ども家庭支援センターが子どもたちから話を聞いたところ、ヤングケアラーに該当すると思われる子どもは5人いた。そのうち2人は支援を求める記名があったが、3人は記名がなく、アンケートの内容から、子ども家庭支援センターと学校で該当者を想定し、相談支援を継続しているところである。

その5名の内訳が(2)である。記名ありから相談支援につながったメンバーは2人いた。これは中学生1人、高校生1人である。記名なしから、相談支援につながった子ども3人は小学生1人、中学生2人となる。

(3)のまとめだが、今回、支援を求める記名のなかった子どもの中から、ヤングケアラーに該当すると思われる子どもを3人把握することができた。ヤングケアラーの当事者の中には、自覚がなく、徐々に困難な状況に陥ってしまうことが懸念される中で、今回の調査から3人の該当者を把握できたことは、大きな成果であると捉えている。

こちらの説明は以上となって、協議会資料13の4番目の資料はこちら本体のほうの資料になって、約149ページもの大量の資料になるので、こちらは後ほどご覧いただければと思うが、その中でご紹介したいのが、自由記載というところを設けた。その中で、子どもたちがこのアンケートを通してどのような感想を持ったかというのをお伝えしたい。

まず、小学生については、3つほどご紹介する。もし、これからの生活で、

ヤングケアラーに当てはまることがあるとすれば、すぐ相談しようと思った。

2つ目である。やりたくてできないという子どもがいるということは知っていたが、この動画を見て、私に何かできることはないのだろうかと考えようと思う。この動画というのは、アンケートをスタートするに当たって、ヤングケアラーというのはこういうことを言うという、少し勉強していただくというか、そういった紹介のビデオを見ていただいてからアンケートしたということになっている。

3つ目は、今はヤングケアラーではないが、将来的にあることだと思うので、少しずつどうすればいいのか学んでいきたいという声があった。これは小学生の代表的なところを3つご紹介した。

次に、中学生である。1つ目は、私は、ヤングケアラーの経験や見たことがないので想像したりできないが、もし、身近にそういう人がいて相談してきてくれたら、話をしっかり聞きたいと思った。

2つ目である。今まで、ヤングケアラーのことについてよく知らなかったので、今回知れたことを生かし、そのように困っている人がいるということを理解していきたい。

3つ目は、ヤングケアラーが何なのかわからなかったが、2分間の動画でどういうものなのかがわかった。もし、自分がヤングケアラーの立場であったらとてもつらいと思った。支援ができるなら早く支援をしてあげてほしい。また、自分もできることを考えたいという声が寄せられた。

最後に、高校生世代である。1つ目は、友達に、もしもヤングケアラーの人がいるとしたら、自分もその発見に努めていきたいという声の一つあった。

2つ目、私の身近にヤングケアラーはいなかったが、アンケートが、ヤングケアラーを知るきっかけになった。助けを求められる機会になったりすると思うので、よい取り組みだと思った。一人でも多くのヤングケアラーの苦悩が少しでも改善していけばいいと思うという、本当にピュアな子どもたちの声が寄せられた。

先ほど前半で説明したのは数字のまとめではあったが、我々としては、こ

の自由記載の子どもたちのこの意見がすごく宝物だなと思った。このアンケートを通じて、子どもたちがヤングケアラーのことについて学んでいた、自身も声を上げるということを学んでいただいたことと、周りにいたら発見をしていこうということを学んでいただいたことが、もう一つのこの数字には表れない成果だったと考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 今ちょっとぱっと資料を見ただけなのだが、資料の中で自由記載のところで、今、幾つかおっしゃっていただいたが、それとは別で、94ページのところで、周囲の理解や寄り添いというところの中で、友達にいつも授業中に寝ている人がいて、先生はいつもその子のことを理由も聞かずに怒っているみたいなことが書いてあるが、今、たしか報告の中だと深刻な、緊急な対応が必要なお子さんは今のところいっしょにやらないようなことがたしかあったと思うが、例えばこういう記載があったところに対してはもう対応ができていいのか、あるいはこれは実態と違うのかとか、何か少しぱっと見の話なのでわかってないが、その辺りは対応できているのだろうか。

田島子ども家庭支援センター長 特記事項に記載されているようなものであるとか自由記載の部分に関しても、各学校と子ども家庭支援センターのほうで共有をしながら進めているので、そのようなお子さんがいるかどうかということも含めて、気になるようなお子さんがいたらこうつないでほしいとか話を聞いていただきたいということで、お互い共有したような状況で進めている。

大野委員 あまり細かくなってしまうと特定したりしてもよくないのかもしれないが、おそらくきちんと対応していったり必要とするサービスがもしあるのだったら、そういうところには行っているはずだったり、あるいはそこまでのことはしなくてもほかのご家族の方がいてできる対応なのか、その辺はわからないが、そういうお友達のことを、お友達は知っていてこうやって書いてあるということがこういう調査をやったからこそ出てきたので、大変有効だとは思いますが、ぜひ丁寧に今後も見ていってあげたいと思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

安齊委員 今回丁寧な調査の中で、子どもたち自身の中にこういう問題がしっかりと浸透していきつつあるのだなと感想を持った。それで3人、ヤングケアラ

一と思える子どもがわかったとたしか受け止めたが、実際この子たちに対して相談の域を超えて、例えば具体的にヘルパーを派遣したとか、それからいわゆる具体的な支援、そういったことまで行っているのか、それともこれから行こうとされているのか、その辺りについて伺いたい。

田島子ども家庭支援センター長 5名対象というところで、3名がアンケートには記名はなかった方となる。既にサービスが入っているご家庭もあったが、その中で、お子さんへの負担も、お子さん自身がまだまだ感じているという状況もあったので、その辺りはサービスのケアマネジャーさん等に連絡したりして調整を図っているところである。

そのほか具体的な、そういうサービスと言われるようなものにはまだそのほかのところは至っていないが、見守りをしながら、もしくはお子さんの相談を継続して行いながら、これからどういうふうなことをしてほしいかというところを聞いていけたらとは思っている。まずはお子さんのお話を聞くということを重視して行っている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員 今回調査を行っていただいて5名のうち3名は無記名だったのだが、子ども家庭支援センターのほうで丁寧に見る中で見つけていったというのは本当に大きな成果だし、子育て・若者政策担当課長のおっしゃっており、子どもたちが書いてくれたこの自由記述というのは本当に一つ一つ大切な意見表明だったなと感じるが、何点かお伺いしたくて、今後の方向性について最後のほうで書かれているが、調査を行ったのが12月の末だったので、予算のほうにすぐ反映させるというのが難しかったかなと思ったが、確かに書かれていることは重要だというのは同じ認識なのだが、どういうふうな支援体制を築いていくのか、また、今後必要とあれば補正予算を組んでいくということも考えておられるのかということをまず確認したい。

田島子ども家庭支援センター長 予算等のことだが、今回令和5年度予算で計上させていただいている一つに、子ども家庭支援センターの相談員の1名増員がある。これはこのヤングケアラーのコーディネーターというような形で増員をしたとなるので、まずは相談、関係機関へ支援をつないだり関係機関とのネットワークをつくるというところをしっかりとまずは取り組んでいきたいと思

っている。

お子さんからの相談やどういう支援が欲しいかということをお話を聞きながら、今後の具体的な、どういうものが必要かといったところは検討して、必要に応じて計上していきたいと考えている。

岸田委員 今、お子さんから話を聞いているという最中なので、今後もしかして補正予算で出てくるかもしれないし、様々な支援体制を引いていくのかと理解したが、以前、ヤングケアラーに対するこの陳情の審査のときの質疑の中で、制度のはざまに陥っているお子さんが既にいらっしゃるということ。

また、お子さんからお話を聞いて支援につなげたくてもやはり申請するのは保護者だということで、ヤングケアラーの方が訴えるだけではなかなか支援につながっていかないといったような課題もあったかと思うが、その点についても確認をしたい。

田島子ども家庭支援センター長 確かにそういうサービスの契約などに関しては、未成年ではできなかったり、ご家庭の方へのサービスになるので、ご家族の理解が必要というところでは、課題がそこにあるかとは思っている。

今まで、このアンケート以外でも継続して、子ども家庭支援センターのほうでヤングケアラーに近い、もしくはそのおそれがあるなということで継続して関わっている方も、どういうサービスがいいかといったところがなかなか出ないようなことも確かにあったので、その辺りどのように、他の自治体でも少し先進的に行っている自治体もあるので、その辺りを少し参考にしながら検討していきたいと考えている。

岸田委員 自治体のことについては、陳情の審査のときに出てきた例もあるので、ぜひ研究しながら、子どもたちに寄り添いながら支援をお願いしたいと思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次は14番、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に関する例規整備に伴う条例の改正についてである。

植田子育て支援課長 協議会14の資料をご覧いただきたい。



2番の改正の経緯と内容である。こども家庭庁設置法の施行に伴って、子ども・子育て支援法及び学校教育法等の関係省令が改正される予定で、一部の条項の削除等がされる見込みとなっている。それに伴って、従前の条項の番号に変更等が生じることが判明した。

そのため、例規において当該箇所を引用している場合は条例の改正を行う必要があるということで、今回改正が必要な条例は4件あるが、現時点で関係省令の改正内容が詳細に示されていないということで、詳細が示された後の次回6月の議会にて条例を改正する予定で考えており、よろしくお願い申し上げます。

以下の(1)から(4)の条例について、改正をする予定で考えている。

三階委員長 説明は終わった。この点について質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次は15番、多摩保育園におけるおむつのサブスク(定額利用)実証実験についてである。

植田子育て支援課長 協議会15の資料をご覧いただきたい。

1番の概要である。令和5年度より市内保育所等に対し、保護者の持ち帰りをなくすための使用済み紙おむつの処理費用を新年度に予算計上した。先ほど条例改正の審議をしていただいた。その上で、多摩保育園においては、おむつのサブスク(定額利用)の導入を検討するに当たり、実証実験を行うこととした。実証実験の期間中に検証を行って、本実施を行うかどうか判断をする予定で考えている。

なお、検証結果は、ほかの園とも共有をし、今後の参考にしていくと考えている。

おむつのサブスクとはいうところだが、保育所で使用する紙おむつとお尻拭きを月額制(定額)で使い放題というものになる。おむつはメーカーから保育所へ直送のため、保護者の準備、荷物の負担軽減につながると考える。

おむつのサブスクの目的である。保護者側としては、おむつに名前を書く手間をなくすということで、登園準備の時間短縮ができ、保護者の負担を軽

減させることができる。保育士側としては、おむつの管理の手間を減らすことで、業務の効率化につながり、保育に時間をかけられるようにするということである。

3番の検証項目である。導入することによる保護者、保育士の負担がどの程度軽減されるかの確認。そして、保護者が実際にサービスを楽しむことで、費用に見合った効果が得られるかの確認。そして、保育園における新たなオペレーション導入に対する確認ということになる。

4番の実証実験である。期間としては、令和5年4月1日から5月31日までの2か月間とする。対象としては、0歳児から2歳児クラスの園児。費用は今回実証実験中はなし、本実施後は有料としている。

5番のスケジュールである。3月に保護者の説明を行って、4月実証実験を開始し、5月期間中にアンケート調査を実施し、検証、本実施の判断ということ考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 もしも可能であれば保護者に説明した資料みたいなものを後でアップしていただくなり、紙でいただくのでもいいので、委員のメンバーだったり、あるいは議会のほうにサイドボックスに上げていただくとかということがもし可能であればお願いしたいが、いかがだろうか。

植田子育て支援課長 保護者に説明した資料があるので、後で事務局とも調整をして、確認させていただきたい。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次は16番、令和5年多摩市二十歳の祝賀祭についてである。

石山児童青少年課長 協議会資料16についてご説明をさせていただく。

令和4年4月1日より、民法改正で、成人年齢が18歳に引き下げられたが、多摩市では変わらず二十歳の節目でお祝いをするということで、旧成人式、こちらが令和5年に二十歳の祝賀祭という形で名前を変えて実施した。そちらについてご報告させていただく。

実施日は1月9日の祝日に、場所がリニューアルしたパルテノン多摩の

大ホールにて行った。コロナの感染症拡大を考えて、1部、2部という形で中学校単位で、学区で分けて、午前中11時半からと午後は2時からという形の2部制を取らせていただいた。また、会場になかなか来れない方のことも考えてオンラインの同時配信、ユーチューブを使っての配信も行った。

今年の二十歳の祝賀祭、対象年齢二十歳の方は1,413人の方がいらっしやしたが、当日会場に来ていただけたのが868人ということで、61.4%の方に来ていただいた。また、先ほどのユーチューブの同時配信も233名の方がリアルタイムでご覧になって、その後もずっとアーカイブ化して見れるようにしていたが、こちらが3,052名の方が閲覧をしているという状態である。

成人式の実行委員会は、ちょうど二十歳の方、基本的には各中学校2名ずつぐらい出ていただいて、17名の方で実行委員会を組織して、実施した。協力としては多摩中央警察署の方もいらっしやっていただいて、当日警備等をやっていた。

来年については、やり方を2つに分けるのではなくて、もう1回で、今年行ったときも午前中いらっしやった二十歳の方が、午後のグループを待ったりという状態もあったので、あと会場もキャパシティとしては十分あると判断して、来年の実施からは1部、2部分けずに1回で行えるようなことを考えている。

三階委員長 以上で説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、17番、市道2-3号幹線(和田中学通り)道路拡幅工事の近隣住民周知についてである。

檜島道路交通課長 それでは、よろしく願います。

協議会17番、市道2-3号幹線(和田中学通り)道路拡幅工事の近隣住民周知についてである。資料だが、生活環境常任委員会のフォルダになる。協議会10番というところである。

本件については、和田中学校校庭内の構造物の移設工事というところで、一昨年度、北側のプールの裏側でガスの施設の移設工事を行わせていただ

いたが、今年度については、設計コンサルタントに委託をして、校庭内の運動施設や樹木、夜間照明器具、防球ネット、擁壁等について移設設計を行ったところである。令和5年度から本格的に工事を実施する予定だが、その工事内容について事前に地元自治会や、沿道住民の皆様以案内ビラを配布し、工事内容を周知するとともに、工事に関するご理解とご協力をお願いしたいと考えている。

資料は、案内ビラというものになるが、これの1ページ目が表面で、工事範囲と工事期間、工事の目的等が記載をされている。具体的には工事範囲は、和田中学校の校庭内の赤の斜線の部分となっている。工事期間については、令和5年度から令和7年度の3年間で予定している。

少々工事期間が長く設定しているが、このことについては2ページ目をご覧になってほしい。まず、令和5年度に予定している工事内容だが、砂場・鉄棒など、拡張工事の影響内にある学校の運動施設の移設である。加えて拡張工事の影響内にある桜の木の伐採、夜間照明器具の移設を行う。また、これは別工事で発注をするが、電柱を6本、校庭内に移設する工事を行う。これらの工事を令和5年度に発注する予定である。

引き続き令和6年度から令和7年度にかけて、防球ネットの移設、擁壁の撤去や中門の再構築、校庭内の排水施設・散水栓などの移設、中学校外周のフェンスの移設、桜など新たな樹木の新植、そのほか水道やガスの工事を行っていく予定である。このように業種が多種多様にわたっているというところで、工事の発注規模からしても時間を要することが考えられるので、中学校内の工事というところもあるので、学校の授業とかテストに影響を及ぼさないように、音の出る工事は、夏休みの期間に集中させるなどの工程管理を行っていきたいと考えている。

また校庭内の桜については、樹木医の診断を実施して慎重に検討を行ってきたところだが、樹木の状態とか樹齢を考慮した結果、移植は困難だと判断をいたしたところである。

このため新たに桜の木を新植するのだが、ソメイヨシノではなく、病気に強い品種であるということから、ジンダイアケボノという桜を新植本数を今の半分程度にする予定であるが、学校関係者とそのような調整をしてい

るところである。土木工事は屋外で作業を行うので悪天候が続くと、どうしても工事が遅延してしまいがちになるが、市としては、請負業者の工程管理をしっかりと行って、可能な限り工期の短縮に努めていきたいと考えている。

最後に道路交通課では、本日の協議会のご意見等を踏まえて、あした以降に、地元自治会や沿道の皆様にこのビラを配布していきたいと考えている。なお、和田中学校在校生の保護者の皆様へも、学校を通じてこの案内のビラを配布していきたいと考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員 1点だけ、桜についてお伺いしたいが、やはり学校にとって入学式とか桜は欠かせないものかなと感じているが、伐採後に桜を植えるまで二、三年空いて、さらにその桜が美しく咲くというか、それになるまではどれくらいかかるという予定というか、予測というか、その点についてお伺いしたい。

榎島道路交通課長 通常植えるのが冬場に植える。苗木なので、花はちよろちよろとはつくとは思いますが、やはり本格的に咲いてくるのはその翌年になるかなとか、一年半ぐらい後になるかというところである。苗木なので、規模も今よりもかなり小さくはなるが、当年度で少しは咲くかなというところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。この件についてはこれで終わる。

それでは次の案件、18番、ボッチャ2023TAMAカップ開催についてである。

加藤教育振興課長 よろしくお願ひする。資料は健康福祉常任委員会のフォルダの資料16番である。そちらのほうを開いてほしい。

ボッチャ2023TAMAカップの開催についてということである。

多摩市では、「楽しく、奥深いユニバーサルスポーツを通じた共生社会の実現」、これを目的としてユニバーサルスポーツであるボッチャ、これを通じて楽しみながらお互いの違いを知る取り組み、これを2018年から地域・学校・大学・福祉・スポーツ・企業・行政、幅広く連携して進めてきている。本来であれば2020オリンピックの東京大会やパラリンピック、そちらのほうが開催する年に大きな大会をと考えていたが、コロナの関係で、

延期ということでさせていただいていた。2021年から、再開に向けた検討をして、昨年から今年2月、3月も含めてだが、企業と体験会もやって、多くの方に知っていただいた。6月の4日に大会をというところで今進めているところである。

大会については、6月4日に対象を多摩市民または長野県富士見町の町民、友好都市であるが、そちらの方を代表とした3～5人のチーム、40チーム規模で総合体育館、こちらのほうでということを進めているところである。

大会のエントリーについては、3月12日の日曜日から始めていて、4月20日まで受付をしているということである。こちら実行委員会形式でということ様々なところが入った実行委員会で、こちらについては、企業さんも協賛ということで、12社、協賛をさせていただいている。そちらの皆さんの力の中で、共生社会の取り組みということを進めているところである。

行政としても事務局として教育部もそうであるし、障害福祉課、スポーツ振興課、こういったところも横に連携しながら進めているということである。

2ページ目にこれまでの取り組みということで、ポッチャセットをトヨタさん、今はトヨタS&Dフリート西東京さん、こちらから10セット貸与していただいたりとか、体験会を幅広なところでさせていただいたり、ポスター、3ページ目にあるが、こちらのイラストも鶴牧中学校の生徒に描いていただいたり、そういったところで本当に裾野を広く進めてきているところである。ぜひ議会からもチームをつくっていただいて、ご参加いただいて、障がいのある方とスポーツで対戦するというのはなかなかできないので、ぜひこの機会によろしくお願ひしたい。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、19番の多摩第三小学校建替事業の進捗状況についてである。

加藤教育振興課長 こちらは資料19番ということである。

多摩第三小学校建替事業の進捗状況のご報告である。12月の子ども教育常任委員会の協議会でもご報告をさせていただいた。そのときは第1回の地域懇談会をやった段階でのご報告になった。今回については、その後というところである。

地域懇談会は1月と2月に1回ずつ、計2回懇談会をさせていただいたところである。第2回は1月21日に多摩第三小学校の図書室で行った。ご参加いただいた方は43人、オンラインも含めてというところである。こちらでは第1回の懇談会の参加者からのご意見、建て替えの基本構想、そういったところについてご説明させていただき、グループミーティングということで二手に分かれてグループミーティングをしたところである。

そちらのところでテーマとすると2つ設定した。1つが地域で子どもたちを育む学校施設、もう一つが建替えに対する地域の思い、こちらについてグループワークということでもしていただいた。そこでいただいたご意見をまとめさせていただいているのが1ページ目と2ページ目に入っているところである。

校舎の配置の部分や改善したほうがよい場所、あと防犯・防災とか地域交流、この辺りのところについてご意見を多くいただいたところである。

テーマB、建替えに対する地域の思いというところでは、多摩第三小学校の特徴的な蜂の巣校舎に対しての様々な地域の方、保護者の方、そういった方々からの思い、あとメタセコイアも50周年のときに歌をつくっている。そちらのほうも多摩第三小学校の特徴的なものというところもあるので、そちらについても意見をいただいたところである。

これを受けて、第3回ということで2月11日に行った。こちらも、多摩第三小学校の図書室ということで、ご参加いただいた方は25人、オンラインでも5人といったところである。このときは児童・教職員、こちらからのアンケートの発表である。子どもさん、小学校4年生から6年生でアンケートを取った。そこについて、事前に録画した子どもたちが実際しゃべっているもの、そういったものもこの場でお話を流させていただいて、皆さんに知っていただいた。

あと、教員についても来ていただいて、教員側の意見、そういったところ

の発表もしていただいた。あと、小学校1年生から3年生に未来の多摩第三小学校の絵も描いていただいたところである。そちらを教室のほうに貼り出して、皆さんにご覧いただいて、子どもたち、どういうことを思い描いているのかといったところも可視化して、共有をさせていただいた。

それまでの懇談会と、子どもたち、教員、そちらからの意見なども踏まえて、建て替えの基本構想の事務局案、こちらについてもご説明をさせていただいて、意見をいただいたところである。

そちらでのご意見といったところが2ページ目、3ページ目のところに入れさせていただいておるところである。校舎の北側の敷地、敷地の拡張、こういったことをしてほしいなというところとか、学童クラブ、そちらについて、校地内に設置をしていただきたいなと、そういったようなご意見をいただいたようなところである。このようなご意見を踏まえて、今後の予定ということで2番のところに入れさせていただいているが、いただいたご意見を踏まえて教育委員会、3月27日になるが、ここに建て替えの基本構想の素案、こちらを協議をさせていただく。

その後、庁内の庁議にも諮って4月24日の教育委員会、こちらで基本構想について決定を得ていきたいと考えている。決定した基本構想については、5月13日、第4回の地域懇談会を開催して、そこでご報告をさせていただくという進め方で考えているというところである。現在のところについては、いろいろなご意見も踏まえながらこれから基本構想について決定をしていくといった段階に入ってきたというご報告である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、20番、「東京都指定無形民俗文化財(民俗技術)」の指定についてである。

齊藤社会教育・文化財担当課長 よろしく願います。それでは、協議会資料20をご覧ください。

「東京都指定無形民俗文化財(民俗技術)」の指定について、報告をさせていただきます。



東京都の文化財保護審議会から東京都教育委員会に対して、令和5年2月15日付で、東京都指定有形文化財の指定についての答申が提出されている。翌月3月2日に開催された教育委員会において、「南多摩のメカイ製作技術」を東京都指定民俗文化財の民俗技術として指定するということが、可決されたというものである。また、この技術の活動団体として、市内で活動されている「多摩めかいの会」さんが、この保存団体として認定されるということでの報告をいただいたので、本日、報告させていただくものである。

なお、東京都の指定民俗文化財、幾つかあるが、民俗技術として指定は都内で初ということである。「めかい」についてはこの資料にあるとおり、籠の製作技術という形になるが、発祥に関しては八王子のほうであるが、それが東へと伝播していき、多摩村が最大の生産地ということ、由木村がこれに続く地位ということ、今回指定を受けるのが多摩市の団体、ここでご紹介させていただいている「多摩めかいの会」と八王子の1団体ということで、2団体の予定である。多摩めかいの会の指定について、都の広報については先日掲載されている。

今回の資料で指定書の交付式については、3月下旬と書かせていただいておりますが、あした3月24日、都庁のほうで交付式を受けてということで、正式に授与されるというところまでのご報告である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 もしおわかりになればいいが、都内初の指定だということで、全国的にこういう民俗技術の指定というのは、ほかに例はあるか。

齊藤社会教育・文化財担当課長 都内初というところまで調べたが、全国的には申しわけない、確認していない。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員 3月中旬に既に都広報のほうには載ったということだったが、このことについて市民の皆さんにお知らせというか、都内初で指定されたということについて、お知らせする予定はあるのだろうか。

齊藤社会教育・文化財担当課長 たま広報とかホームページを通じて、皆さんにご紹介とか、あと市民活動・交流センターのほうでも秋口ぐらいの予定なのだが、市

民の方を対象にした、めかづくり講座みたいなところを開催いただく予定である。そして、いろいろな機会をつかまえてご紹介をしていきたいと考えている。

三階委員長       ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次は21番、多摩市就学援助費補助要綱の一部改定についてである。

麻生学校支援課長   それでは、協議会資料の21をご覧ください。多摩市就学援助費補助要綱の一部改正についてご報告をさせていただきます。

まず、改正の主な内容である。こちら要綱に記載されている支払い方法及び時期、こちらについて今回改正を行ったところである。本補助要綱に規定されている学用品、通学用品購入費の支給時期について、現在の要綱では確定払いとなっているが、毎年、学校支援課において就学援助費事務処理要領を定め、年4回払いとしているところから、要綱の支払い時期を実際の支払い時期に改正するための要綱改正を行ったところである。

また、併せて新入学児童生徒学用品費及び新入学準備金の支払い時期についても、要綱に明記をさせていただいた。施行日については、令和5年2月1日である。

それでは、資料をおめくりいただいて、3ページのほうをご覧ください。こちらが要綱の新旧対照表になっている。右側が改正前、左側が改正後ということになっている。

まず、下のほうに学用品費の項目がある。旧来のものであると支払い時期が確定払いということで年1回になっていた。改めたのが、今後は8月末、10月末、2月末及び翌年の4月末に支給するというので、年4回払いと改訂を行っている。

また、資料を1ページおめくりいただいて、新入学児童生徒学用品費の項目をご覧ください。旧来はこちらも確定後となっていたが、新しい改正後については、原則として8月末に支給すると改めている。

また、1ページおめくりいただくと、新入学準備金の項目がある。こちらもこれまでは確定後ということだったが、原則として2月末に支給すると

改めさせていただいた。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

安斉委員 新入学については、もう既に2月で支給されていたと思うが、今度、確定払いで年4回やっていたのを8月末でやるということに、改正後はなるわけか。

麻生学校支援課長 これまでは就学援助の申請をしていただいて確定をした後にお支払いをするという項目であった。今後については、8月末に支給するというところで、時期のほうを明記を明確にさせていただいたという改正である。また、新入学準備金、こちらは入学前の準備金であるが、こちらについても、今までは確定後という表現だったが、今後は2月末までにお支払いするというところで、時期の明記をさせていただいたというところである。

安斉委員 実態に合った形で支給されるということ。ありがとう。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次は、22番、ICTと健康セミナーの実施報告についてである。

麻生学校支援課長 それでは、協議会資料22番をご覧いただきたい。ICTと健康セミナーの実施報告についてである。

本セミナーについては、タブレット端末を活用した学校教育を開始するに当たり、児童・生徒が、ICT機器を活用する際の健康への注意点等を児童・生徒や保護者、教職員等に周知することを目的に開催しているところである。

本年度、令和4年度については、資料にあるとおり、第1回のICT機器の効果的な活用方法についてから、第5回の子どもをインターネット・ゲーム依存から守ろう～禁止するのではなく、楽しむための行動科学～までの全5回のセミナーを開催させていただいた。なお図書館については、令和5年1月に開催されたセミナー会場において、関連書籍の展示及びブックリストの配布、こちらのほうをさせていただいたというところである。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、23番の学校給食費の改定についてである。

佐藤学校給食センター長 それでは、資料23をご覧いただきたい。

学校給食センターからは、学校給食費の改定についてご説明をさせていただきます。

資料をご覧になっていただくと、1、理由のところであるが、学校給食費については、物価の上昇が止まらない厳しい状況が続いている中、これまで様々な努力で食材費を抑えつつ、給食費を据え置いたまま食材を購入し、やりくりしてきたが、今後、保護者からお預かりした給食費ではやりくりができなくなりつつあり、令和5年度からは学校給食費を値上げし、改定させていただきます。

次に、2の改定後の対応のところをご覧いただきたい。児童・生徒の給食費については改定はするが、現在の給食費でご負担いただく予定である。令和5年度中については、児童・生徒の給食費を対象に、保護者の負担を軽減するため、物価高騰分として値上げする部分を公費で負担する予算を計上している。予算をお認めいただければ、本年4月から公費負担をするので、児童・生徒の給食費は現在のままで据え置くが、教職員、給食センター職員もそうであるが、大人については、公費負担の対象とはならないので、改定後の給食費でご負担いただくことになる。

次に、3、改定金額のところをご覧いただきたい。

改定金額については、下の表及びほかに別表をつけているが、表のとおり増額をする。

まず、下の表をご覧いただきたい。増額分については、小学校3・4年生を基準にし、給食に係る食材価格の変動を比較し、算出した。なお、牛乳についても、製造コストの高騰により値上げ分を加えている。これによって給食費1食当たりの単価、小学生1・2年生は15円上げて256円。3・4年生は17円上げて271円。5・6年生は18円上げて288円。中学生は20円上げて321円となる。

また、別表のほうをご覧になっていただくと、下のほうが改正案となっているが、令和5年度改定のところをご覧になっていただくと、年額では、小

学校1・2年生は2,750円。また、一番多くて中学生が3,410円までの増額幅となる。

次に、資料のほう、また、戻っていただいて、4番の経過スケジュールのほうをご覧いただきたい。改定について、学校長や保護者の代表、学識経験者等が入った学校給食センター運営委員会を2回開催し、各委員からは意見をいただいている。委員の皆さん全員、改定はやむを得ないとご承認をいただいている。

意見を大きくまとめると、物価高騰が続き、先行き不透明な中で、今回の値上げ改定はやむを得ないが、保護者に対しては値上げ分を公費で負担することに配慮しつつ、改定の内容は丁寧に説明し、給食の質や栄養バランスが下がらないよう努力してほしいという意見であった。学校給食センターでは、いただいた意見をもとに、改定後も変わらず、安全・安心な学校給食を提供していく。学校給食センター運営委員会でご承認いただき、2月20日の教育委員会定例会で改定の報告をし、この改定内容を反映した規則の改正について、ご承認をいただいた。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

安斉委員 値上げの案が出されてきたが、令和5年度は上げないで、公費で負担すると。その財源だが、今まで国の交付金とかを当て込んでやられていたと思うが、その対象なのか、それから今後、国の支援策みたいなところは望めないのか、その辺りを伺いたい。

佐藤学校給食センター長 財源については、今年度、引き続き国からの地方創生臨時交付金が充当されるという予定で、歳入予算のほうには上げさせていただいている。今後のことはまたその動向を見て、財源のほうの充当ができるかどうか、財政当局のほうと相談をしながらということになると思う。

安斉委員 引き続き国のコロナの感染の状況とかそれからまた、物価高騰の条件にもよるかと思うが、国のほうでやはりそうしたものの負担を求めていくとか、そういう対策みたいなことはお考えにならないのだろうか。それとも、もうそれが大変厳しいので、市長の施政方針の中にどうも給食費の値上げのことを考えているなということはおよくわかっていたが、先ほど給食費の無償化を求める陳情が出されたばかりなので、いささか具体的に聞くと

ショックなのだが、その見通しについては、どのようにお考えになっ  
ていらっしゃるのか、無理なのか。

佐藤学校給食センター長 財源を何とか国のほうからというお話である。私どもも財源を  
いただきたいというところでは同じ考えであるので、東京都の中でも給食  
の担当課長会もあるし、ほかの市と一緒に足並みをそろえるような形で、そ  
ういった動きもアンテナを張って、私どもも場合によっては動きたいと考  
えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

続いて、24番、第三期校務支援システム更新の完了についてである。

室井教育協働担当課長 それでは、協議会24の資料をご覧いただけるだろうか。

学校で使用している校務支援システムの更新については、オペレーティ  
ングシステム、OSのサポート期限の到来や半導体をはじめとした機器の  
納期遅延の状況等を踏まえて、同一システムを基本とした更新により速や  
かにシステムの構築を図る方針として、令和3年12月の補正予算でもお  
認めをいただきながら、システム更新のための調整作業を進めてきた。情報  
保護の観点から一部作業の追加をしたことなどから、目標としていた令和  
4年12月の翌月である令和5年1月に更新作業を完了したことについて、  
今回ご報告をさせていただくものとなる。

資料の2ページ目をご覧いただきたい。こちらの資料では校務支援シス  
テムの概要について、更新の前後で記載をしている。更新に当たってはセキ  
リティを強化しながら、インターネットと直接つながる環境を導入、また、  
有線接続のみであったノートパソコンをWi-Fiによる無線接続も可能  
とするなど、教職員の利便性の向上も図っている。

主な機能の欄に記載している学籍管理やグループウェアなどの機能は引  
き続き使えるようにし、基本となる統合型校務支援システムは継続をしつ  
つ、学校連絡網についてはLINEサービスに切替えを行った。サーバーの  
ほか、学校で使用するノートパソコンやプリンターなどの機器類について  
も併せて更新をしている。今まで使っていた機器類についてはリース品で

あることから、データ消去等を必要に応じて行った上で返却をしている。

今後は、保守事業者等と協力して機器等のメンテナンスを行い、安定的に活用できる環境を整えていくとともに、使い勝手のよくない部分について学校とも意見交換しつつ可能な改善を図ってまいりながら、ICT機器の活用による校務の省力化を維持・推進していきたいと考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員 学校連絡網をLINEサービスに変更したということなのだが、そのことについて何か保護者のほうからご意見等いただいたりとかしてないのだろうか。というのも数はごく少ないが、子どもの園の関係のお母さんだったりとか言うのに、あえてLINEは使いたくないのにと、ほかの方法で、そういうクラスの連絡とかをくださいという方もいらっしゃるの、そういう方に対してはどのようにされているのかについてお伺いしたい。

室井教育協働担当課長 もうこれはばらばらと学校のほうから入っている。やはりおっしゃったようにLINEを使いたくないという保護者の方がいらっしゃるという話もあれば、今までほかのメールに埋もれていたが、LINEになったことで埋もれずに見つけやすくなって助かったというお話もいただいている。

ただ、100%のご家庭がLINEを使っていただけは想定をしていないので、学校のほうにはご説明していただいた上で、なおLINEは使いたくないという場合には、お手紙であったり電話であったりほかの手段を使って、ご通知をしていただくようお願いをしているところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

最後は、多摩市中央図書館の開館に向けた進捗状況等についてである。

萩野中央図書館整備担当課長 よろしく願います。資料番号25番である。中央図書館の建設工事についてである。

まず、3月8日の日に契約変更議決をお認めいただきありがとうございます。その後、契約変更の事務を進めて、3月15日の時点で工期末を迎えさせてもらった。今後の予定だが、現在の図書館本館をゴールデンウィークの最終日、

5月7日日曜日をもって閉館をさせていただく。その後、本館にある蔵書等を全て中央図書館のほうに順次移転をさせていただく。開館準備作業を行って、7月1日土曜日の開館を目指している。

市議会の皆様に、中央図書館の中を内覧していただきたいと考えていて、2のところ、正副議長、子ども教育常任委員の皆様、あとはその他希望する議員の皆様を対象に、5月22日月曜日の午前に、中央図書館の内覧をしていただくことで準備を進めている。詳細は5月16日に予定をされている臨時会後にお示しをしたいと思っている。

最後3番、カフェ出店候補者の選定について報告をさせていただく。中央図書館の2階には、カフェ厨房スペース、カフェ倉庫スペース合わせて16.06平米を設けている。今後5年間にわたって貸し付ける事業者を選定するために、昨年、令和4年10月27日から11月17日にかけて、プロポーザル方式で公募を行った。

その結果だが、最適候補者として、特定非営利活動法人障害者自立支援センター多摩さんに決定した。同法人さんは、ベルブ永山のほうで「喫茶れすと」とか、関戸公民館のほうで「カフェれすととな」を運営されている法人さんである。詳細については、別紙としてつけさせていただいているので、お時間あるときにご覧いただきたい。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終了する。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 3時30分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 3時31分 閉会



多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

三 階 道 雄